

第3次福岡市消費者教育推進計画策定スケジュール(案)

●第2次福岡市消費者教育推進計画(現計画):令和2年度～令和6年度(5か年)

令和6年度												令和7年度		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	6	8
			審議会 諮問 ◇	審議会・部会				議会報告 (計画原案) ◆	パブ コメ	審議会 答申 ◇	計画 策定 ◇		議会報告 (計画送付のみ) ◆	
				←					→					

令和5年3月	(国)「消費者教育の推進に関する基本的な方針」変更
令和6年3月	(県)福岡県消費者教育推進計画(第3次)策定

令和6年7月25日	消費生活審議会へ諮問
令和6年7月29日	第35回 消費生活審議会 ●消費者教育部会設置
令和6年8月28日	第1回 消費者教育部会
令和6年10月	第2回 消費者教育部会
令和6年11月	第36回 消費生活審議会
令和6年12月	「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に基づく 議会(委員会)報告
令和7年1月 ～2月	「第3次福岡市消費者教育推進計画(案)」について市民意見募集 (パブリック・コメント手続き)
令和7年3月	第37回 消費生活審議会
令和7年3月	消費生活審議会から答申
令和7年3月	第3次福岡市消費者教育推進計画策定

「第3次福岡市消費者教育推進計画」の策定について

1 消費者教育推進計画とは

(1) 法的位置づけ

消費者教育推進法に基づき、国の方針（消費者教育の推進に関する基本的な方針）及び県消費者教育推進計画を踏まえて策定する、市の消費者教育の推進に関する施策についての計画（同法第10条第2項）。

(2) 計画策定の趣旨

安全で安心できる消費生活の実現に向け、消費者が消費生活に関する正しい知識を身に付け、正しい判断ができる能力を育むよう、消費者教育を一体的かつ総合的に推進して行くもの。

(3) 計画期間

令和7年度～令和13年度

2 現計画の進捗状況

成果指標	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年 (目標値)
商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合	82.0%	85.1%	83.2%	84.9%	90.0%
消費生活センターの認知度	72.4%	69.0%	72.6%	77.7%	85.0%

3 消費者を取り巻く現状

(1) 消費生活相談件数はほぼ横ばい

最近は、11,000件前後で推移

(2) デジタル化の進展とそれに伴う消費者トラブルの複雑化

① デジタル化の進展

- ・商品取引やサービス利用の過程においてデジタル化が進展
- ・国内のみならず、越境でも非対面型デジタル取引の機会が増加
- ・電子商取引の市場規模の拡大に伴い、決済手段の多様化が進展

② デジタル化に伴う消費者トラブルの複雑化・巧妙化

- ・電子メール、ショートメッセージ、SNS 広告をきっかけとしたトラブル（フィッシング、架空請求等）
- ・偽サイト、詐欺サイトなど非対面取引を悪用したトラブル
- ・偽の警告画面で不安をあおって契約させるトラブル（サポート詐欺、ワンクリック請求）

(3) 成年年齢の引き下げに伴い若年者の消費者トラブルが増加

- ・新たに成年となった18歳・19歳からの相談が増加
- ・特にエステティックサービスに関する相談が増加

(4) 高齢者からの相談割合が増加

- ・高齢者の増加や高齢者の単独世帯の増加に伴い相談件数、相談割合とも年々増加

4 取り組むべき主な課題

(1) デジタル化への対応

- ・最新のネットトラブルの事例・手口を SNS やホームページで迅速に注意喚起することが重要
- ・デジタル化により大量の情報にアクセスできる中、消費者が信頼できる情報を収集する力を身に付けることが重要

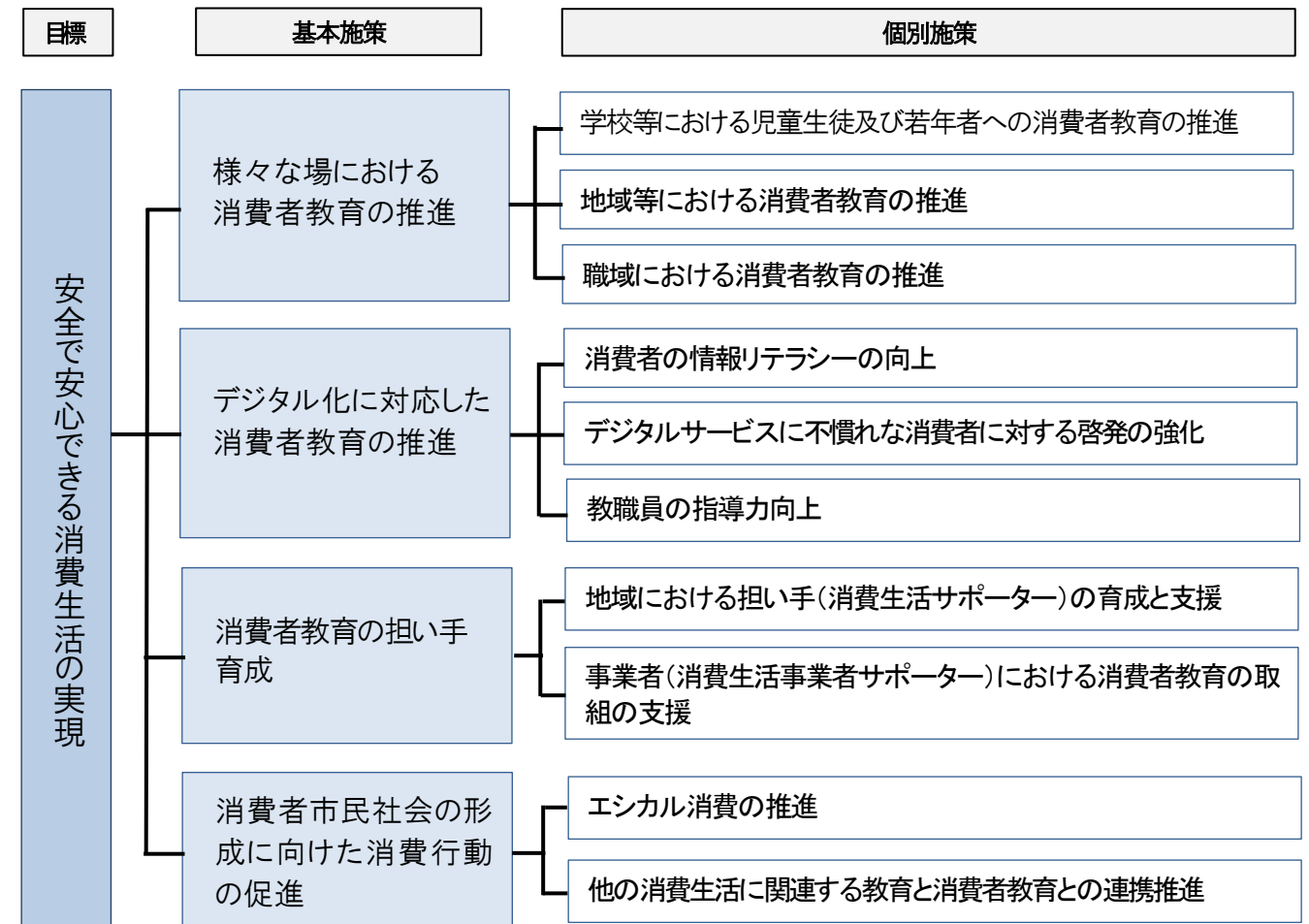
(2) 若年者に対する実践的な消費者教育の推進

- ・学校における消費者教育にとどまらず、あらゆる機会を捉えて、実践的な消費者教育を推進することが重要
- ・必要な知識を身に付けるだけでなく、消費者トラブルに巻き込まれないよう、自ら考え、行動できる能力を育むことが重要

(3) 高齢者等に対する注意喚起と見守りの推進

- ・健康や生活の不安に付け込む悪質商法の被害にあわないよう、生活状況等を踏まえて注意喚起することが重要
- ・周囲に相談できる人がいない場合や、被害にあっても周囲に相談しない場合もあることから、地域における見守りが重要

5 施策の体系（案）

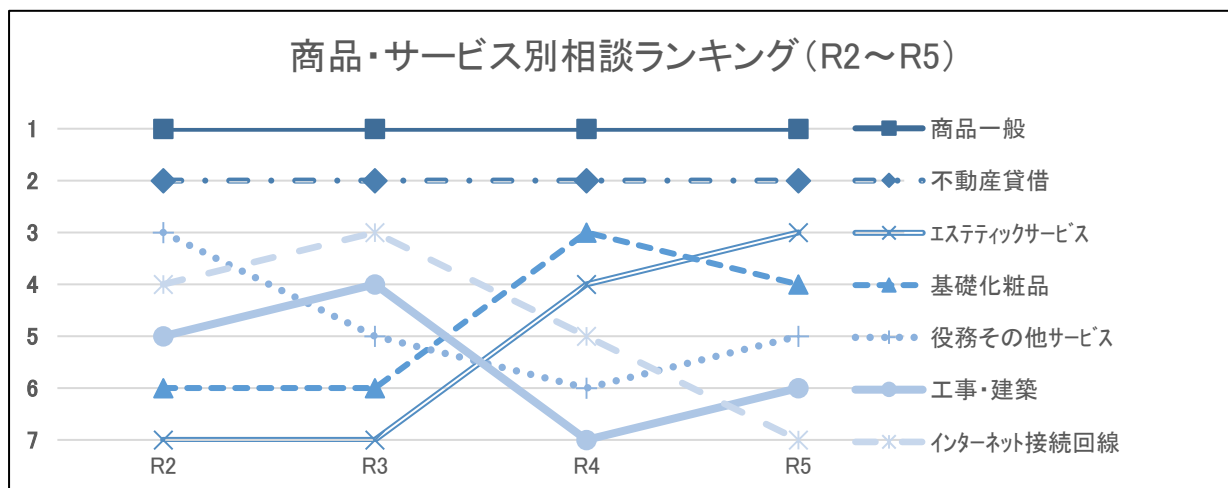


消費者を取り巻く現状

1 消費生活相談件数の推移

年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5
相談件数	13,386	12,602	13,348	11,911	12,290	12,555	10,753	11,131	11,492

2 商品・サービス別相談ランキングの推移



3 新たに成人となった18歳・19歳の相談状況の変化

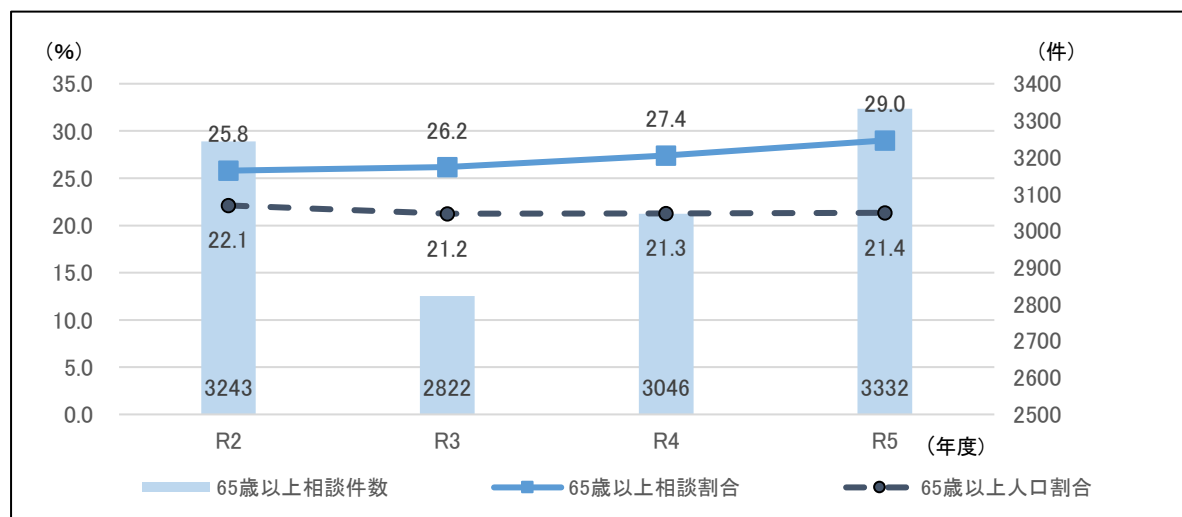
	相談件数		
	3年度	4年度	5年度
19 歳	79	101	106
18 歳	59	66	67
計	138	167	173

(+21%) (+3.6%)

《18・19 歳の商品・サービス別相談ランキング》

順位	商品・サービス名	相談件数		
		3年度	4年度	5年度
1	エステティックサービス	4	35	37
2	異性交際関連サービス	13	12	15

4 高齢者からの相談割合



「福岡市消費者教育推進計画」主な施策体系・新旧対照

現計画 【第2次消費者教育推進計画】		次期計画(案) 【第3次消費者教育推進計画】	変更する背景・理由
基本施策1 様々な場における <u>ライフステージに対応した</u> 消費者教育の推進		基本施策1 様々な場における消費者教育の推進	・ 国の方針に合わせた文言の整理
個別施策	・ 学校等における消費者教育の推進	・ 学校等における消費者教育の推進	・ 不変
	・ 地域等における消費者教育の推進	・ 地域等における消費者教育の推進	・ 不変
	・ 職域における消費者教育の推進	・ 職域における消費者教育の推進	・ 不変
基本施策2 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進		基本施策2 <u>デジタル化</u> に対応した消費者教育の推進	・ 国の方針（消費者教育の推進に関する基本的な方針）の改定に合わせた変更
個別施策	・ 高度情報通信社会に対応した消費者教育の推進	・ <u>消費者の情報リテラシー（取捨選択能力）の向上</u>	・ 国の方針の改定に合わせた変更 ・ 策定中の次期市基本計画に合わせた変更
		・ <u>デジタルサービスに不慣れな消費者に対する啓発の強化</u>	・ 国の方針の改定に合わせた変更
基本施策3 消費者教育の担い手育成		基本施策3 消費者教育の担い手育成	・ 不変
個別施策	・ <u>学校における人材育成</u>	・ <u>教職員の指導力向上</u>	・ 国の方針に合わせた文言の整理
	・ 地域等における担い手育成	・ 地域における担い手（ <u>消費生活サポーター</u> ）の育成と支援	・ 国の方針に合わせた個別施策の整理（「地域」と「事業者」を別々の施策として整理） ・ 「消費生活サポーター」と「事業者サポーター」の文言は市オリジナル
		・ <u>事業者（事業者サポーター）における消費者教育の取組の支援</u>	
基本施策4 持続可能な開発目標(SDGs)の実現を意識した消費行動の促進		基本施策4 <u>消費者市民社会の形成に向けた</u> 消費行動の促進	・ 国の方針（消費者教育の推進に関する基本的な方針）に合わせた変更
個別施策	・ 持続可能な開発目標(SDGs)の実現を意識した消費行動の促進	・ <u>エシカル消費の推進</u>	・ 現計画の主な取組みを個別施策として整理
		・ <u>他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進</u>	・ 現計画の主な取組みを個別施策として整理

第3次
福岡市消費者教育推進計画
(素案)

目 次

第1章 「福岡市消費者教育推進計画」の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

1 消費者の多様化	3
(1) 高齢社会の進展	3
(2) 人口に占める障がいのある人の割合の増加	4
(3) 成年年齢の引下げ	4
(4) 孤独・孤立の顕在化	5
(5) 在留外国人等の増加	5
(6) 家計の多様化	5
2 社会情勢の変化	6
(1) デジタル化の進展	6
(2) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた気運の高まり	7
(3) 自然災害等の緊急時における消費者行動	7
(4) 安全・安心に対する関心の高まり	8
3 福岡市における消費生活相談の状況	8
(1) 消費生活相談件数の推移	8
(2) 消費生活相談の内容	9
(3) 高齢者からの相談の状況	10
(4) 障がいのある人等からの相談の状況	11
(5) 若年者からの相談の状況	11
4 消費生活に関する調査	12
(1) 地域	13
(2) 小学校・中学校・高等学校	15
(3) 大学・短期大学・専修学校	17
5 課題	18
(1) 高齢者・障がいのある人に対する注意喚起の推進と見守りの強化	18
(2) 児童生徒及び若年者に対する消費者教育の推進	18
(3) デジタル化への対応	19
(4) 様々な担い手が連携した消費者教育の推進	19
(5) 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成	19

第3章 消費者教育推進の方向性

1 消費者教育が育むべき力	20
2 ライフステージに応じた体系的・継続的な実施	21
3 消費者の特性に対する配慮	22
4 様々な担い手による連携・協働	22
5 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進	23

第4章 第3次計画の基本目標と体系

1 計画の基本目標	24
2 計画の体系	24

第5章 計画の基本施策

基本施策Ⅰ 様々な場における消費者教育の推進	25
1 学校等における児童生徒及び若年者への消費者教育の推進	25
(1) 幼稚園・保育所（園）における消費者教育の推進	25
(2) 小学校等における消費者教育の推進	26
(3) 大学等における消費者教育の推進	27
2 地域等における消費者教育の推進	28
(1) 地域の多様な担い手と連携した消費者教育の推進	28
(2) 高齢者・障がいのある人等に対する見守りの推進と支援者に対する消費者教育の推進	29
(3) 家庭における消費者教育の推進	30
3 職域における消費者教育の推進	31
基本施策Ⅱ デジタル化に対応した消費者教育の推進	32
1 消費者の情報リテラシーの向上	32
2 デジタルサービスに不慣れな消費者に対する啓発の強化	33
基本施策Ⅲ 消費者教育の担い手育成	34
1 教職員の指導力の向上	34
(1) 小学校等における教員の指導力の向上	34
(2) 大学等における教職員の指導力の向上	34
2 地域における担い手（消費生活サポーター）の育成と支援	35
3 事業者（消費生活事業者サポーター）における消費者教育の取組の支援	36
基本施策Ⅳ 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成	37
1 エシカル消費の推進	37
2 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進	38

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制・進行管理	39
2 計画の成果指標	40
(1) 商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合	40
(2) 消費生活センターの認知度	40
(3) 消費者教育の実施回数	40
(4) 消費生活サポーターを有する校区・地区数	41
(5) 消費生活事業者サポーターの登録数	41
(6) 通信販売にクーリング・オフ制度がないことの認知度	41

資料編	
-----	--

第1章 「福岡市消費者教育推進計画」の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

近年、消費者を取り巻く環境は、商品サービスの多様化やデジタル化の進展などにより大きく変化しており、消費者トラブルも複雑化しています。特に、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、インターネット通販トラブルや身に覚えのない不審なメールに関する相談が多く寄せられています。

一方で、令和4（2022）年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、これまで未成年者として保護されていた若者の消費者トラブルが増加しています。

また、高齢社会が進展し、高齢者、障がいのある人や十分な判断ができない消費者を狙った消費者トラブルは依然として後を絶たず、トラブルを防止するために周囲の見守りが重要となっています。

このような中、消費者自身が自発的に消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身に付け、消費者被害を未然に防止することが重要となっています。

福岡市では、「安全で安心できる消費生活の実現」を目標に掲げ、「消費者教育の推進に関する法律」（以下「消費者教育推進法」という。）に基づき、平成27（2015）年4月に「福岡市消費者教育推進計画」を、令和2（2020）年3月に「第2次福岡市消費者教育推進計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、消費者教育の推進に取り組んできました。

この度、第2次推進計画の計画期間が令和6（2024）年度に終了することから、引き続き消費者教育を一体的かつ総合的に推進していくため、「第3次福岡市消費者教育推進計画」（以下「第3次計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

第3次計画は、消費者教育推進法に基づき、国の基本方針（消費者教育の推進に関する基本的な方針）及び「福岡県消費者教育推進計画」を踏まえ、福岡市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるものです。

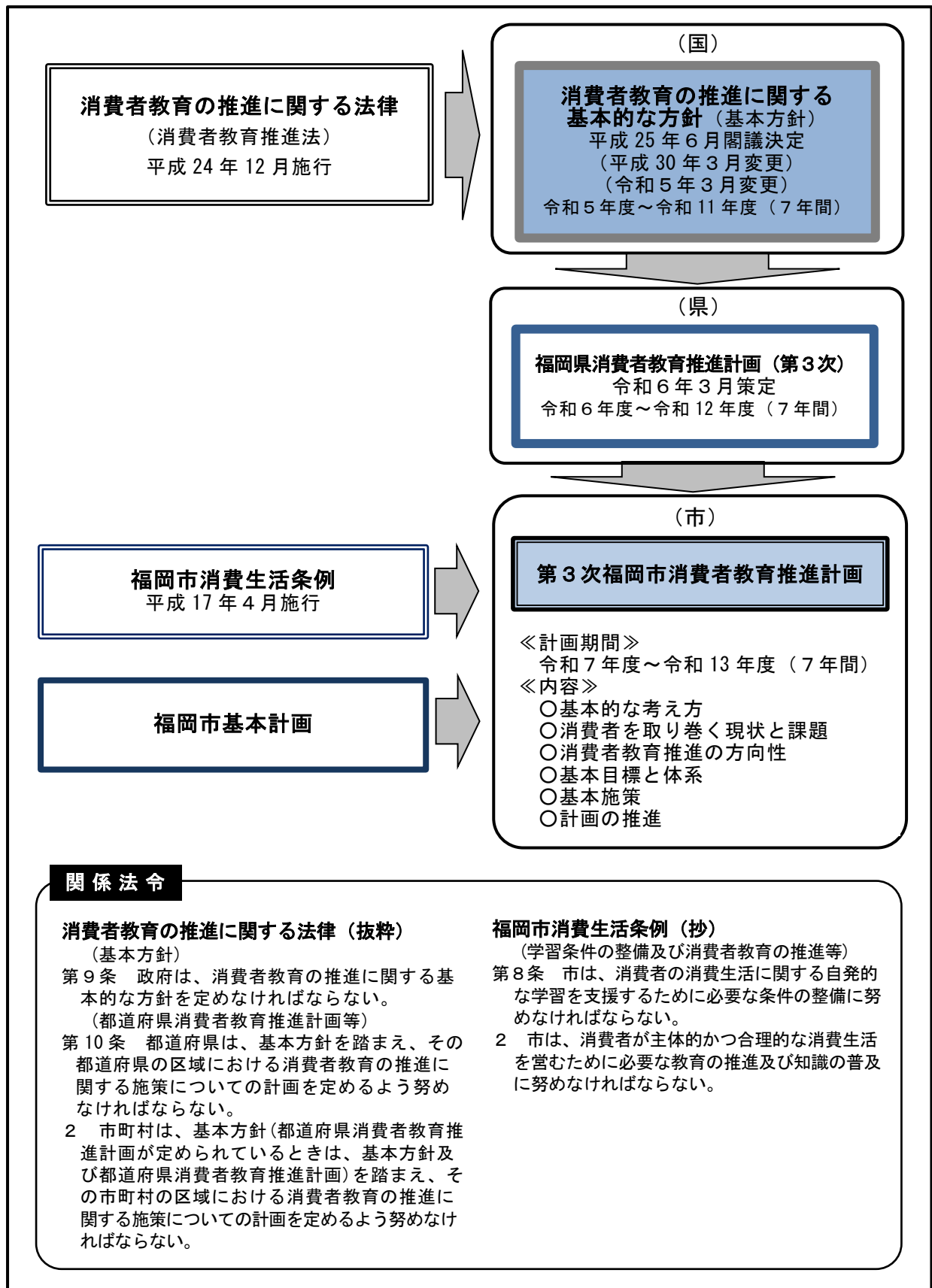
（図表1）

3 計画の期間

令和7（2025）年度から令和13（2031）年度までの7年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

【図表 1】第 3 次福岡市消費者推進計画の位置づけ



第2章 消費者を取り巻く現状と課題

1 消費者の多様化

(1) 高齢社会の進展

我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和25（1950）年以降、一貫して増加していましたが、令和5（2023）年の推計では前年に比べ1万人の減少となり、初めての減少となりました。

一方、日本の総人口は、平成23（2011）年以降減少が続いていますが、平均寿命の延伸に伴って高齢者人口は増加し、令和5（2023）年の推計では総人口に占める65歳以上の高齢者割合は29.1%と過去最高となりました。

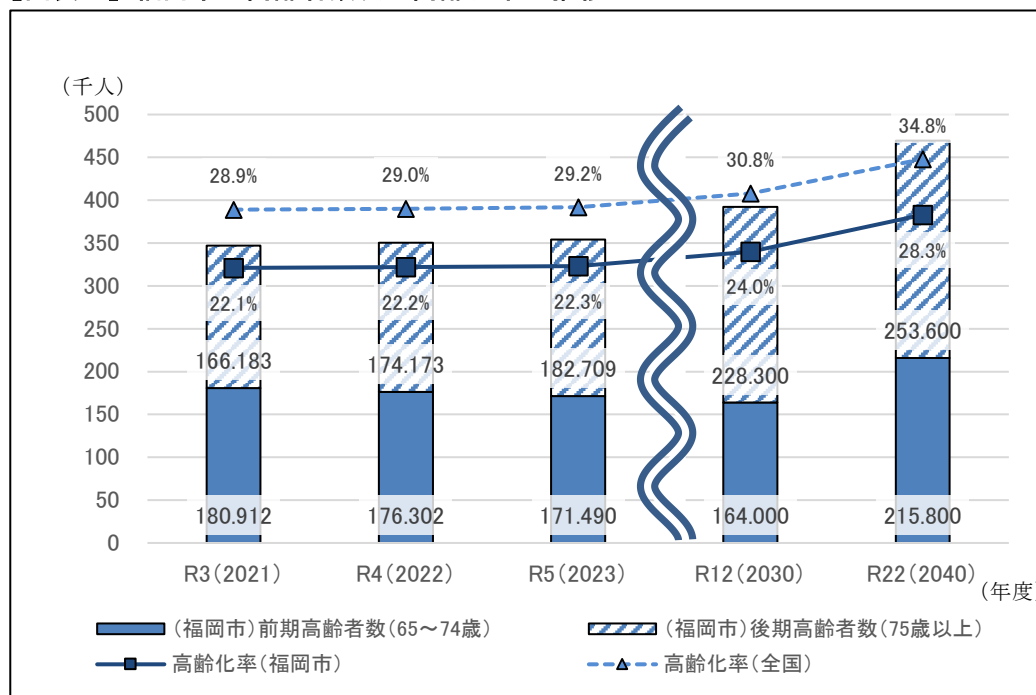
今後も、高齢化率は上昇を続け、令和19（2037）年には、国民の3人に1人が65歳以上の高齢者になると見込まれています。また、単身世帯率も高まるとの推計もあります。

福岡市においても、全国平均と比べると低いものの、令和5（2023）年の高齢化率は22%を超え、高齢化は着実に進んでいます。（図表2）

65歳以上の高齢者の単独世帯も、令和2（2020）年の8万2千世帯から、令和22（2040）年には17万6千世帯に増加すると予測され、75歳以上の単独世帯も増加していくと予測されています。

高齢者の消費生活においては、困ったときに身近に相談できる人がいなかったり、一人で在宅しているときに訪問販売や電話勧誘販売の勧誘を受け、意に沿わない契約をしてしまったりするトラブルが発生しています。

【図表2】福岡市の高齢者数及び高齢化率の推移



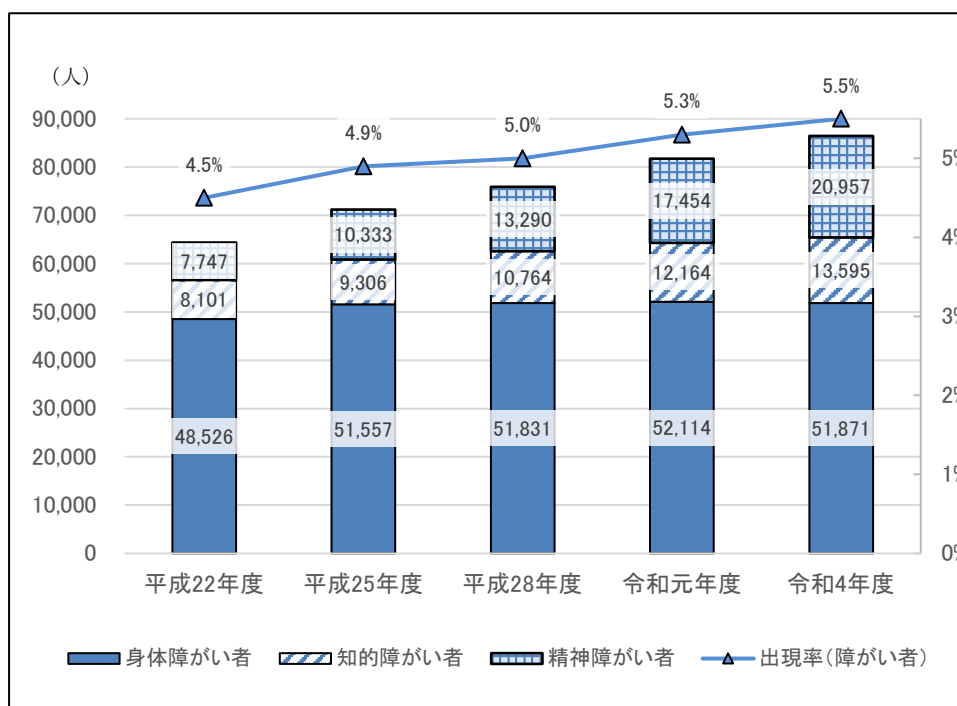
※資料：第9期福岡市介護保険事業計画より

(2) 人口に占める障がいのある人の割合の増加

障がいのある人の数は高齢化の進行や知的障がいに対する認知度の高まりにより近年全国的に増加しています。福岡市においても、人口に対する障がいのある人（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者数の合計、重複含む）の割合は 令和 4（2022）年で 5.5%であり、市民の約 20 人に 1 人が身体、知的または精神障がいがあるという状況です。（図表 3）

障がい者を狙った消費者トラブルは表面化しづらいことも多く、未然防止や早期発見解決が重要となっています。

【図表 3】福岡市の障がい児・者数及び人口に占める割合の推移



※資料：第7期福岡市障がい福祉計画及び第3期福岡市障がい児福祉計画より

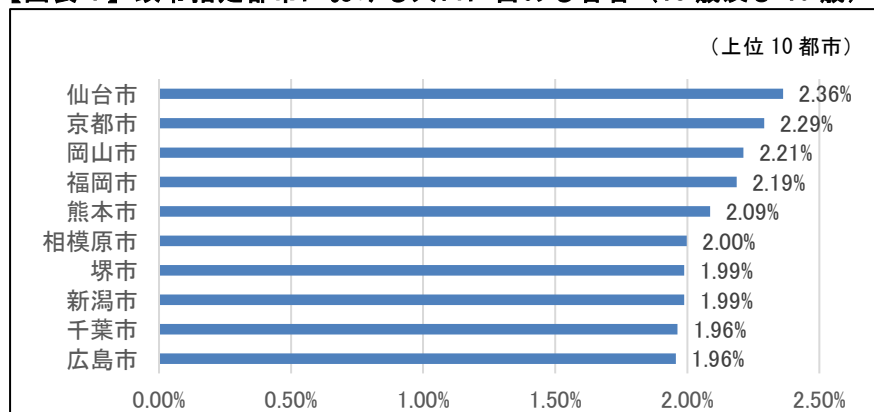
(3) 成年年齢の引下げ

民法改正により、令和4年（2022年）4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、新たに成年となった18歳・19歳は、保護者の同意なしに契約などができるようになる一方で、未成年者取消権を行使することができなくなりました。

福岡市は、全国的にみても総人口に占める若者の割合が多く、18歳・19歳が総人口に占める割合は2.19%と、政令指定都市の中では第4位となっています。（図表4）

新たに成年となった18歳・19歳の消費生活相談は増加するとみられ、成年となったばかりの社会経験が少ない若者が狙われる悪質商法の被害が拡大するおそれがあります。

【図表 4】政令指定都市における人口に占める若者（18 歳及び 19 歳）の割合



※資料：令和 2 年国勢調査より作成

(4) 孤独・孤立の顕在化

雇用環境や生活環境の変化、あるいは家族及び地域社会の変化を背景として、職場内、家庭内、地域内において、相互に支え合う機会の減少をもたらし、人と人との「つながり」を築くことが容易ではない社会になりつつある中で、人々が孤独孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきました。

孤独・孤立の状態にあり周囲の目から離れている消費者は、消費者トラブルに巻き込まれやすく、トラブルに巻き込まれた際に誰にも相談できずに一人で抱え込んでしまう傾向にあることから、消費者トラブルの更なる深刻化を招くことが懸念されます。

(5) 在留外国人等の増加

少子高齢化による人手不足を背景に、就労や留学等を目的とした在留外国人が増加しています。本市は「グローバル創業雇用創出特区」として、「外国人創業活動促進事業」に取り組むなどしていますので、今後いっそう在留外国人が増加していくことが想定されます。また、インバウンド需要の拡大により、訪日外国人旅行者も増加していくことが想定されます。

外国人は、文化や言語の違いなどにより消費者トラブルに遭いやすい傾向にあると考えられ、外国人による消費の増加に伴い、消費者トラブルが増加していくことが懸念されます。

(6) 家計の多様化

国内の家計金融資産（個人金融資産）が増加の一途をたどる一方で、貯蓄がないという世帯もある中、福岡市における令和 5（2023）年度の多重債務に関する消費生活相談は、前年度に比べて 2 倍近くまで寄せられています。

「人生 100 年時代」といわれる中、経済的自立のための教育の重要性が増すとともに、経済的な格差の動向や、物価の上昇等の家計への影響に留意が必要となっています。

2 社会情勢の変化

(1) デジタル化の進展

消費者による情報の入手・発信や、商品取引サービス利用の過程において、デジタル化が進展し、消費者はいつでも手元のスマートフォンなどから取引ができるようになるなど取引の利便性が向上しました。

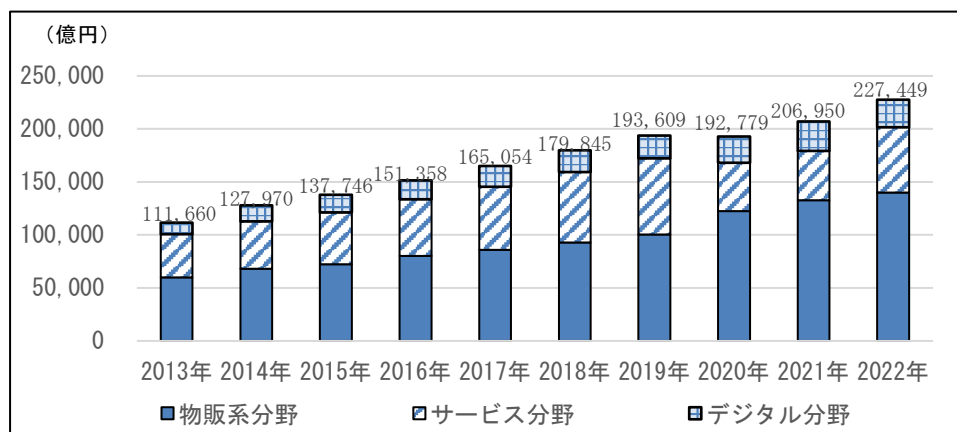
経済産業省「令和4年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」によると、消費者向けの電子商取引（インターネット通販等インターネットを利用した電子的な取引）は、平成30（2018）年には、約18.0兆円であった市場規模が、令和4（2022）年には、約22.7兆円にまで拡大しています。（図表5）

これらに伴い、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を通じたコミュニケーションが増加するとともに、手軽に決済できる電子マネーやキャッシュレス決済の利用が急速に拡大するなど、商品サービス購入時の決済方法が多様化しています。

一方で、消費者が想定もしていないトラブルに巻き込まれるケースが発生しています。インターネットには、匿名性、非対面性などがあり、これを悪用した詐欺的商法等に利用されることがあります。また、SNSや動画によるプロモーションをはじめ広告にデジタル技術が巧みに用いられると、衝動買いが誘発されたり、消費者の合理的な思考が妨げられたりするおそれがあります。さらに、購入期限までの残り時間が画面上に表示されることで焦って契約してしまうなど、消費者が一時的にぜい弱な状態となり、結果として自由意思による選択が阻害されるといった問題が生じることも懸念されます。

消費者としては、セキュリティやリスクを自ら管理配慮する必要があることについての意識や、デジタル取引に伴う消費者トラブルから自らを守るための知識を持つとともに、情報に対する批判的思考力や、適切に情報収集発信する力を身に付ける必要があります。

【図表5】インターネットを利用した電子的な取引の市場規模の推移



※資料：経済産業省「令和4年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」より作成

(2) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた気運の高まり

平成 27（2015）年 9 月、国連サミットにおいて、持続可能な世界を実現するために「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、国内でも取組が進められています。持続可能な開発目標（SDGs）の 12 番目の目標では、「持続可能な生産・消費形態を確保する」ことが掲げられ、小売消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることや、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにすることなどが盛り込まれています。

消費者の行動は経済社会に大きな影響を与えるものであり、消費者は、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が今後の経済社会や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、事業者とも連携して持続可能な社会の形成に積極的に参画することが望まれます。

人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費といった、消費者の具体的な行動を促し、より多くの人々が持続可能な消費を実践するとともに、消費者が自身の Well-being も意識しつつ、主体的・能動的に学び行動に移すことは、SDGs の達成にもつながり、それは消費者市民社会の形成に参画する消費者を育成するものと期待されます。



(3) 自然災害等の緊急時における消費者行動

消費者教育推進法においては、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として消費者教育が行われなければならない旨が規定されています（消費者教育推進法第 3 条第 6 項）。

しかし、地震や風水害などの自然災害により甚大な被害が生じた際は、住宅の補修等に乗じた悪質商法や義援金詐欺等の消費者トラブルが発生し、また、令和 2（2020）年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中では、マスクや消毒液など一部の生活関連物資が一時的な品薄となる中、不確かな情報の拡散や不確かな情報に影響を受けて物資の買いだめを行うといった消費者行動がみられました。

さらに、こうした緊急時に、消費者による従業員等への行き過ぎた言動が見られたことも踏まえると、消費者は適切な意見の伝え方を身に付けるとともに、事業者は消費者の声を受け止め、両者が適切なコミュニケーションをとることで信頼関係が失われることを防ぐ観点が必要となっています。

(4) 安全・安心に対する関心の高まり

消費生活相談においては、「安全品質」に関する相談も、一定割合で推移を続けています。

事故の発生は生命・身体へ直接影響が生じ、一度起きれば重大な結果にもつながりかねません。

安全・安心な消費生活のため、消費者は、消費者トラブルに関する情報や注意喚起等に関心を持つとともに、消費生活センターなどの適切な相談機関を知り、活用するなど、自ら適切な意思決定をし、行動することが求められています。

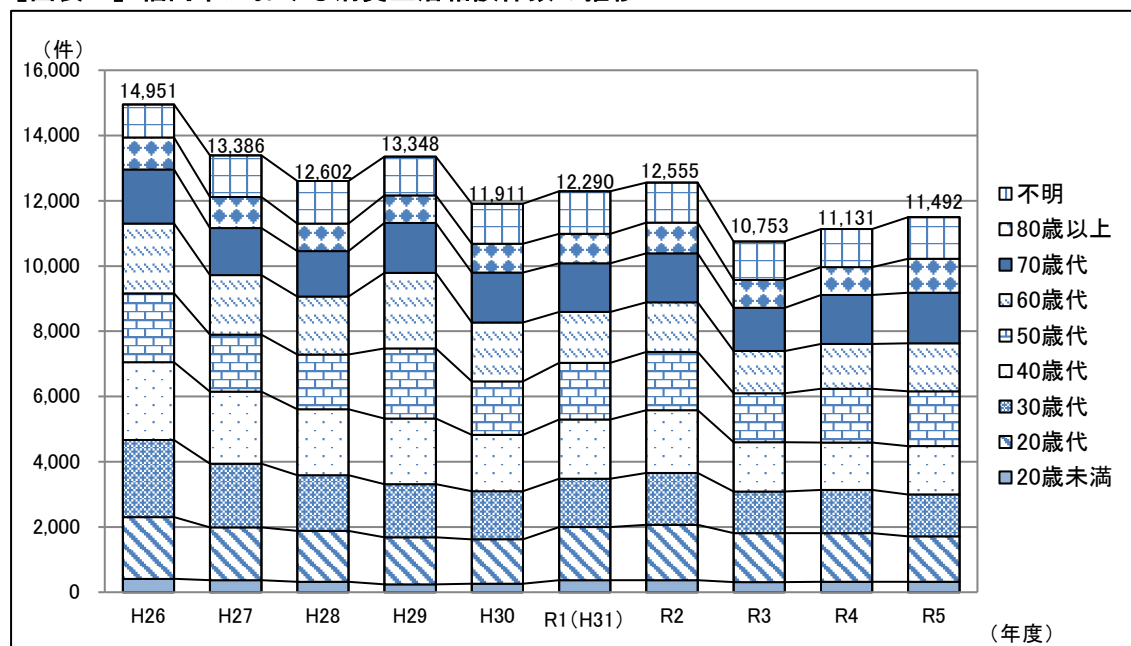
また、食品表示や商品の警告表示の意味を正しく理解し、風評に惑わされず、正しい知識と理解力を身に付け、それに基づいた選択を行う必要があります。

3 福岡市における消費生活相談の状況

(1) 消費生活相談件数の推移

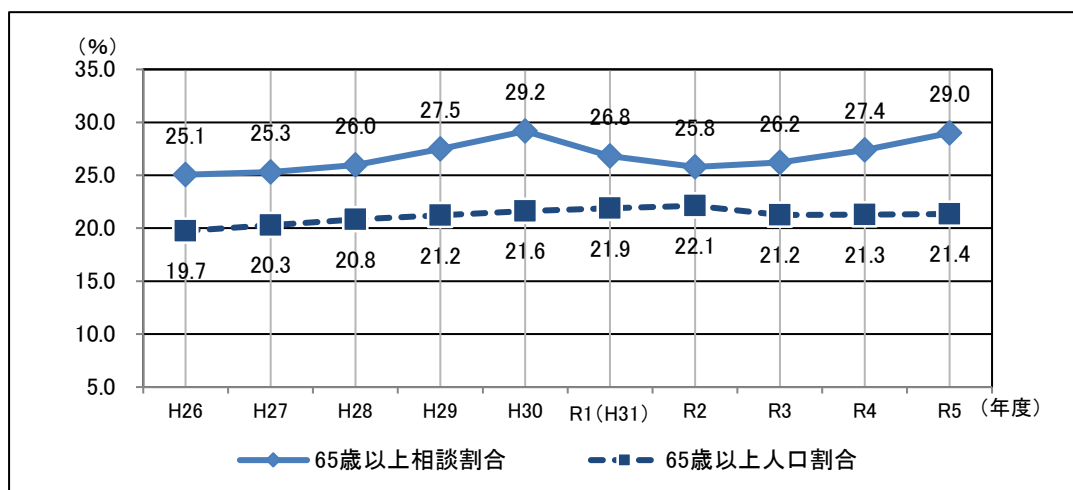
福岡市消費生活センターにおける相談件数は、架空請求が急増した平成 16（2004）年度をピークに減少傾向にありましたが、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。（図表 6）

【図表 6】福岡市における消費生活相談件数の推移



年代別の内訳をみると、60 歳代以上が全体に占める割合は約 3 割で推移しており、人口に占める高齢者の割合と比べても、全相談に占める高齢者からの相談の割合は高い状態で推移しています。（図表 7）

【図表 7】福岡市における高齢者（65 歳以上）の相談割合の推移



(2) 消費生活相談の内容

令和 5（2023）年度に福岡市消費生活センターに寄せられた相談を商品・サービス別にみると、1 位は迷惑メールや不審な電話、覚えのない荷物や架空請求などの相談を含む「商品一般」に関する相談で、2 位は賃貸住宅退去時の原状回復費用や敷金の返金トラブルなどの「不動産貸借」に関する相談でした。3 位は「エステティックサービス」で、前年度に引き続いて脱毛エステ事業者の倒産や返金遅延トラブルに関する相談がありました。4 位は「基礎化粧品」の定期購入に関する相談がありました。5 位は役務の相談のうち、他に定める分類に該当しない「役務その他サービス」で、給湯器の点検に来たいと電話で言われて承諾したが、契約中のガス会社に確認すると無関係の業者であることが分かったという相談が急増しました。（図表 8・9）

【図表 8】商品別分類相談件数ランキング（令和 5 年度）

順位	商品・サービスの分類	相談件数
1	商品一般（※）	861 （ 7.4% ）
2	不動産貸借	761 （ 6.6% ）
3	エステティックサービス	317 （ 2.8% ）
4	基礎化粧品	309 （ 2.7% ）
5	役務その他サービス	268 （ 2.3% ）
	全体	11,492

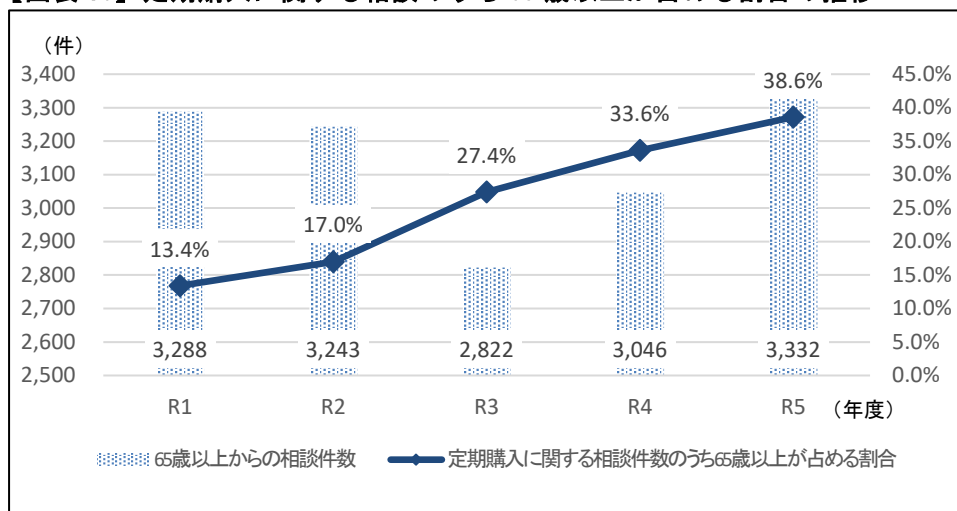
【図表 9】 契約当事者の年代別・商品分類別相談件数ランキング（令和 5 年度）

年齢 順位	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上
1	インターネット ゲーム 79	エステティッ クサービス 201	不動産貸借 179	不動産貸借 123	不動産貸借 124	商品一般 98	商品一般 140	商品一般 95
2	エステティッ クサービス 37	不動産貸借 137	商品一般 54	商品一般 77	商品一般 104	基礎化粧品 90	基礎化粧品 66	工事・建築 69
3	異性交際関連 サービス 16	商品一般 54	エステティッ クサービス 45	基礎化粧品 38	基礎化粧品 59	不動産貸借 58	携帯電話サ ービス 56	携帯電話サ ービス 38
4	基礎化粧品 11	他の内職・副 業 45	インターネット 接続回線 36	インターネット 接続回線 31	他の健康食 品 55	他の健康食 品 51	役務その 他 のサービス 52	他の健康食 品 32
5	他の娯楽等 情報配信サ ービス 10	金融コンサル ティング 44	医療サービ ス 29	医療サービ ス 30	美容用化粧品 42	美容用化粧品 47	他の健康食 品 51	給湯システ ム、修理サ ービス 各 31
全件数	316	1,397	1,281	1,483	1,681	1,468	1,558	1,039

(3) 高齢者からの相談の状況

令和 5（2023）年度に 65 歳以上から寄せられた相談を商品・サービス別にみると、架空請求や不審なメール（迷惑メール）などの商品一般（285 件）に関する相談が最も多く、次いで基礎化粧品（134 件）、工事・建築（119 件）に関する相談が多くなっています（以下、他の健康食品 114 件、携帯電話サービス 108 件）。特に、基礎化粧品や他の健康食品などの定期購入に関する相談が急増しており、定期購入に関する相談件数のうち 65 歳以上が 38.6%を占めています。（図表 10）

【図表 10】 定期購入に関する相談のうち 65 歳以上が占める割合の推移



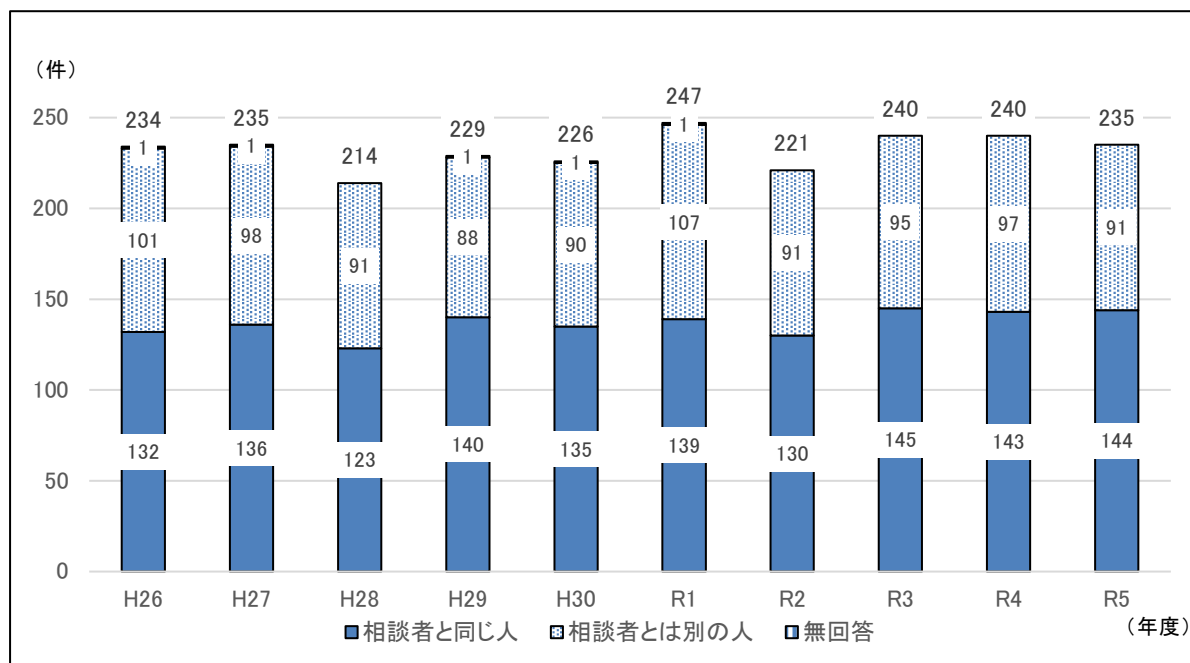
※資料：令和 2 年度までの件数は化粧品、健康食品、飲料に関する相談、令和 3 年度以降は化粧品、健康食品、飲料以外の商品も含んだ件数。

(4) 障がいのある人等からの相談の状況

障がいのある人等からの相談件数は、近年、年間 200 件台で推移しており、横ばい状態です。

障がいのある人が契約当事者である相談のうち、相談者が契約当事者とは別の人（本人ではなく家族など）である相談が 4 割程度を占めています。（図表 11）

【図表 11】 障がいのある人等からの相談件数の推移



(5) 若年者からの相談の状況

令和 5（2023）年度に若年者（29 歳以下）から寄せられた相談を商品・サービス別にみると、20 歳代では、エステティックサービスに関する相談（201 件）が最も多くなっています。次いで不動産賃借に関する相談（137 件）、架空請求や不審なメール（迷惑メール）などの商品一般（54 件）が多くなっています。

18 歳・19 歳は、インターネットゲームに関する相談（79 件）が最も多く、次いでエステティックサービスに関する相談（37 件）、出会い系サイトやマッチングアプリなど異性交際関連サービスに関する相談（16 件）が多くなっています。

4 消費生活に関する調査

福岡市では、計画策定にあたり、地域や学校での消費者教育の実状や、今後消費者教育を進めるために必要なことなどを把握するため、令和5（2023）年10月に「第3次福岡市消費者教育推進計画の策定のための基礎調査」を実施しました。

【調査の概要】

調査期間	令和5（2023）年10月3日（火）～ 令和5（2023）年11月10日（金）	
調査地域	福岡市全域	
調査対象 及び 対象者数	次に掲げる各団体の代表者（合計1,051か所）	
	①地域 （計708か所）	・各校区自治協議会 152 か所 ・各校区公民館 149 か所 ・小・中学校、高等学校、特別支援学校PTA協議会 225 か所 ・民生委員・児童委員協議会 111 か所 ・福岡市地域包括支援センター57 か所 ・障がい者基幹相談支援センター14 か所
	②学校 （計235か所）	・小学校 145 か所、特別支援学校（小学部）7 か所 ・中学校 70 か所、特別支援学校（中学部）7 か所 ・市立高校 4 か所、特別支援学校（高等部）2 か所
	③大学 （計108か所）	・大学 13 か所、短期大学 9 か所、専修学校 86 か所
回答状況	①地域	・509 件／708 件（有効回答率 71.9%）
	②学校	・小学校、特別支援学校（小学部） 129 件／152 件（有効回答率 84.9%） ・中学、特別支援学校（中学部）、市立高校、特別支援学校（高等部） 71 件／83 件（有効回答率 85.5%）
	③大学	・大学、短期大学、専修学校 55 件／108 件（有効回収率 50.9%）

(1) 地域

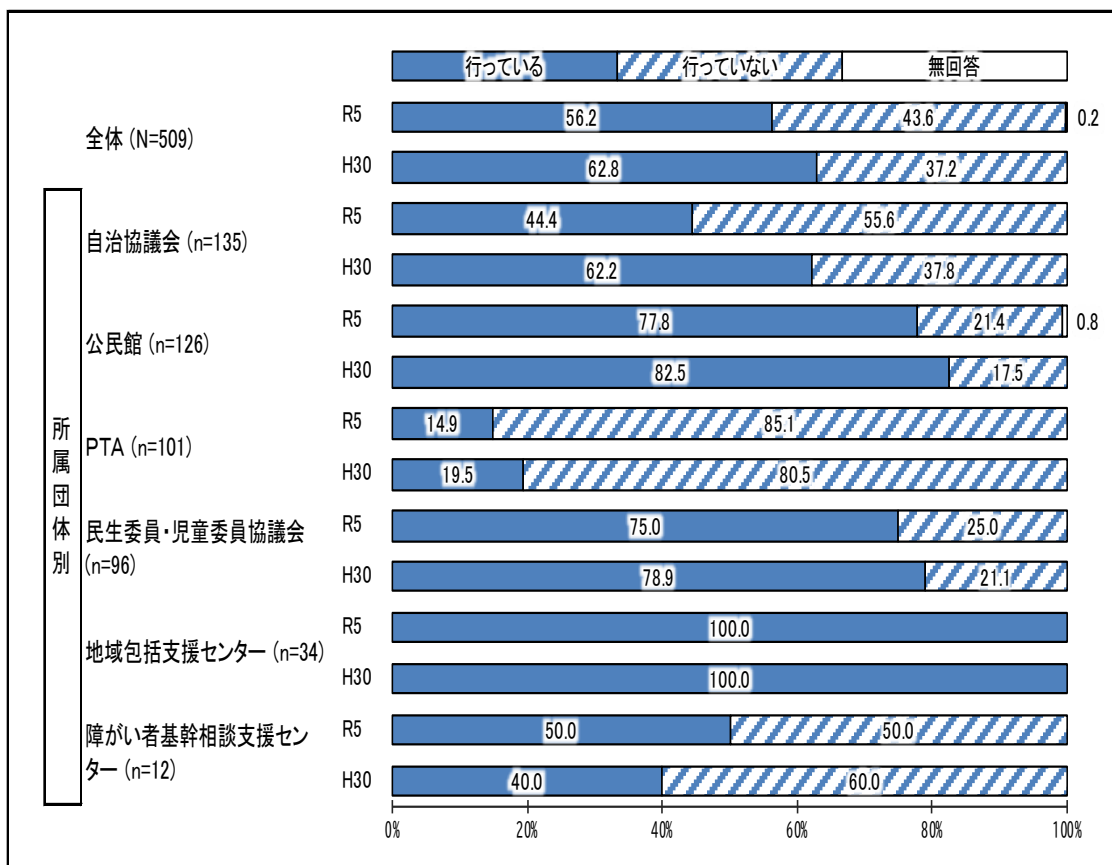
① 団体別消費者教育・啓発の実施状況

地域における団体別の消費者教育・啓発の実施状況については、全体では「行っている」の割合は56.2%、「行っていない」の割合は43.6%となっています。

団体別で見ると、「行っている」割合が最も高いのは、「地域包括支援センター」(100.0%)で、次いで「公民館」(77.8%)、「民生委員・児童委員協議会」(75.0%)となっています。

平成30(2018)年度に行った前回調査と比較すると、消費者教育・啓発を「行っている」の割合が全体で62.8%から56.2%へ減少しており、団体別では、「地域包括支援センター」及び「障がい者基幹相談支援センター」を除いてその割合が減少しています。(図表12)

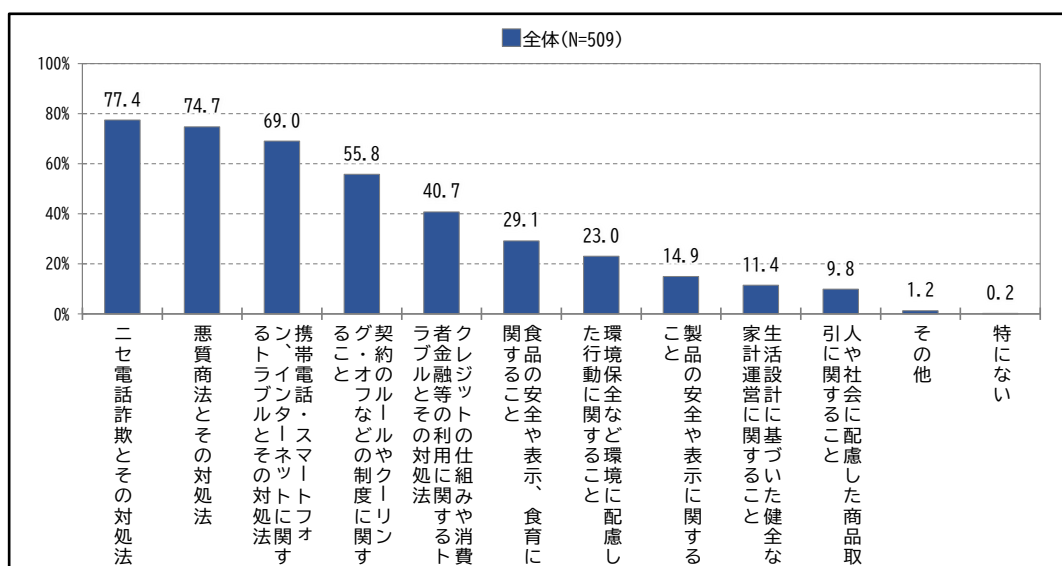
【図表12】消費者教育・啓発の団体等別実施状況（平成30年度及び令和5年度調査）



② 消費者教育・啓発で特に力を入れて取り組む必要があると思う分野

消費者教育・啓発で特に力を入れて取り組むべき分野については、「二セ電話詐欺とその対処法」が 77.4%で最も多く、次いで「悪質商法とその対処法」(74.7%)、「携帯電話・スマートフォン、インターネットに関するトラブルとその対処法」(69.0%)の順となっています。(図表 13)

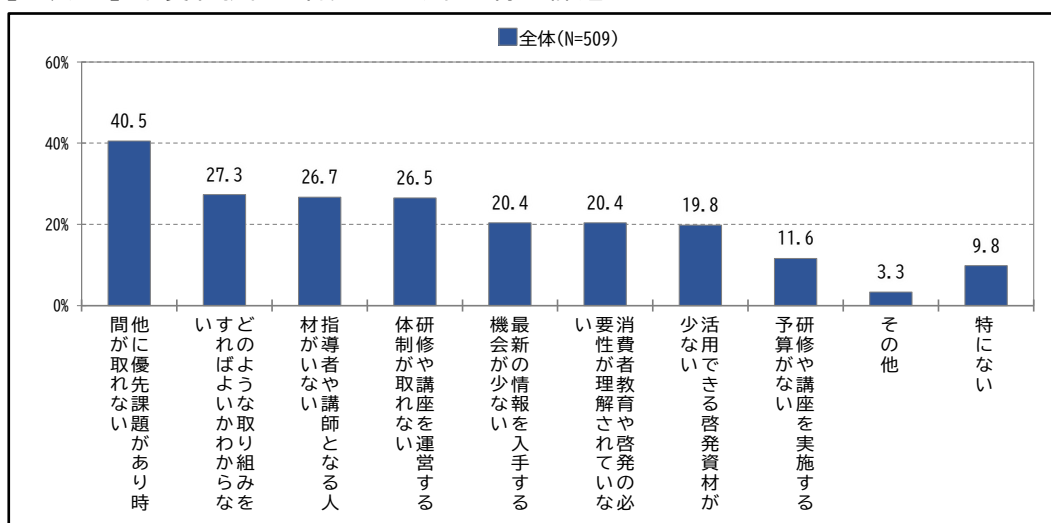
【図表 13】消費者教育・啓発で特に力を入れて取り組む必要があると思う分野



③ 消費者教育・啓発に取り組む際の課題

消費者教育・啓発に取り組む際の課題については、「他に優先課題があり時間が取れない」が 40.5%で最も多く、次いで「どのような取り組みをすればよいかわからない」(27.3%)、「指導者や講師となる人材がいな

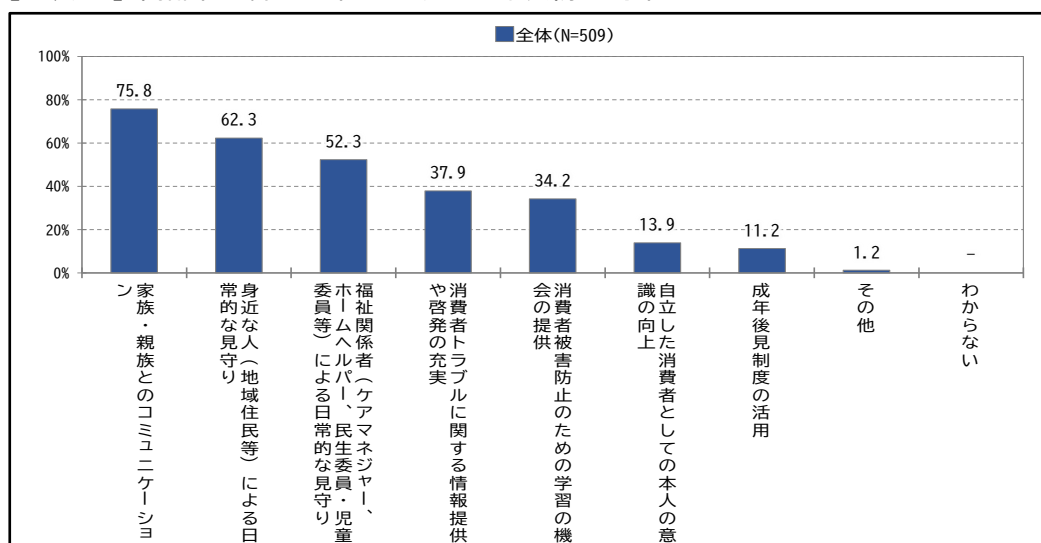
【図表 14】消費者教育・啓発に取り組む際の課題



④ 高齢者・障がい者のトラブル未然防止対策

高齢者・障がい者の消費者トラブルを未然に防止するために重要なことについては、「家族・親族とのコミュニケーション」が75.8%で最も多く、次いで「身近な人（地域住民等）による日常的な見守り」（62.3%）、「福祉関係者（ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等）による日常的な見守り」（52.3%）の順となっています。（図表 15）

【図表 15】 高齢者・障がい者のトラブル未然防止対策



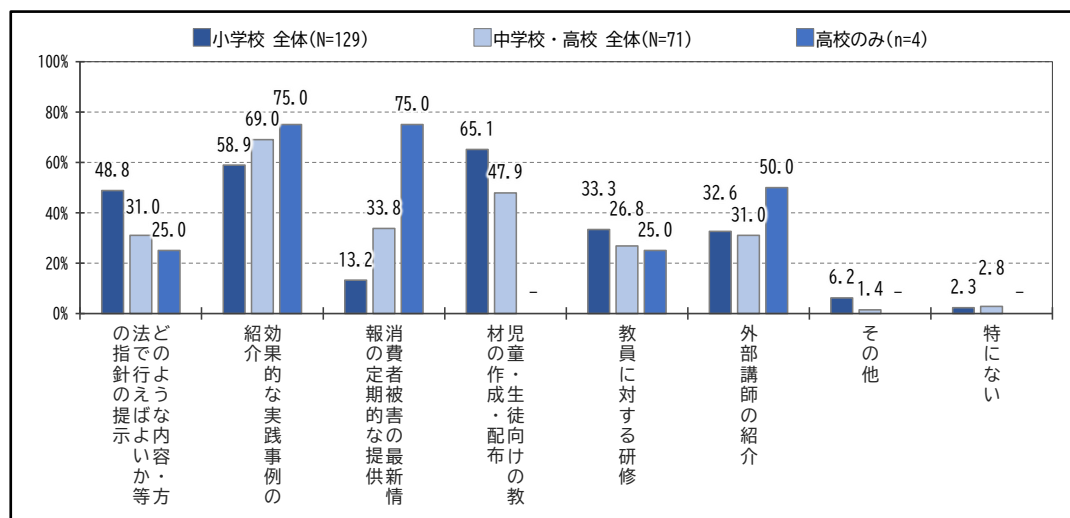
(2) 小学校・中学校・高等学校

① 学校において消費者教育を推進するために特に必要なこと

学校において消費者教育を推進するために特に必要なことについては、小学校では、「児童・生徒向けの教材の作成・配布」が65.1%で最も多く、次いで「効果的な実践事例の紹介」（58.9%）、「どのような内容・方法で行えばよいか等の指針の提示」（48.8%）の順となっています。

中学校・高校では、「効果的な実践事例の紹介」が69.0%で最も多く、次いで「児童・生徒向けの教材の作成・配布」（47.9%）、「消費者被害の最新情報の定期的な提供」（33.8%）の順となっています。（図表 16）

【図表 16】学校において消費者教育を推進するために特に必要なこと

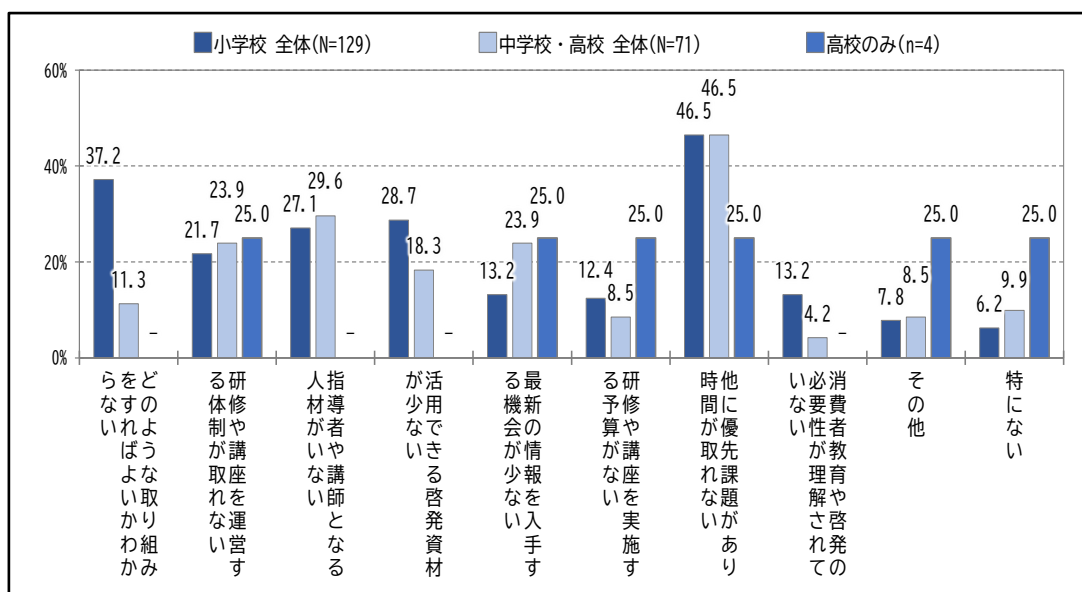


② 学校において消費者教育に取り組む際の課題

学校において消費者教育に取り組む際の課題については、小学校では、「他に優先課題があり時間が取れない」が 46.5%で最も多く、次いで「どのような取り組みをすればよいかわからない」(37.2%)、「活用できる啓発資材が少ない」(28.7%)、「指導者や講師となる人材がいらない」(27.1%)の順となっています。

中学校・高校では、「他に優先課題があり時間が取れない」が 46.5%で最も多く、次いで「指導者や講師となる人材がいらない」(29.6%)、「研修や講座を運営する体制が取れない」「最新の情報を入手する機会が少ない」(いずれも 23.9%)の順となっています。(図表 17)

【図表 17】学校において消費者教育に取り組む際に課題となっていること

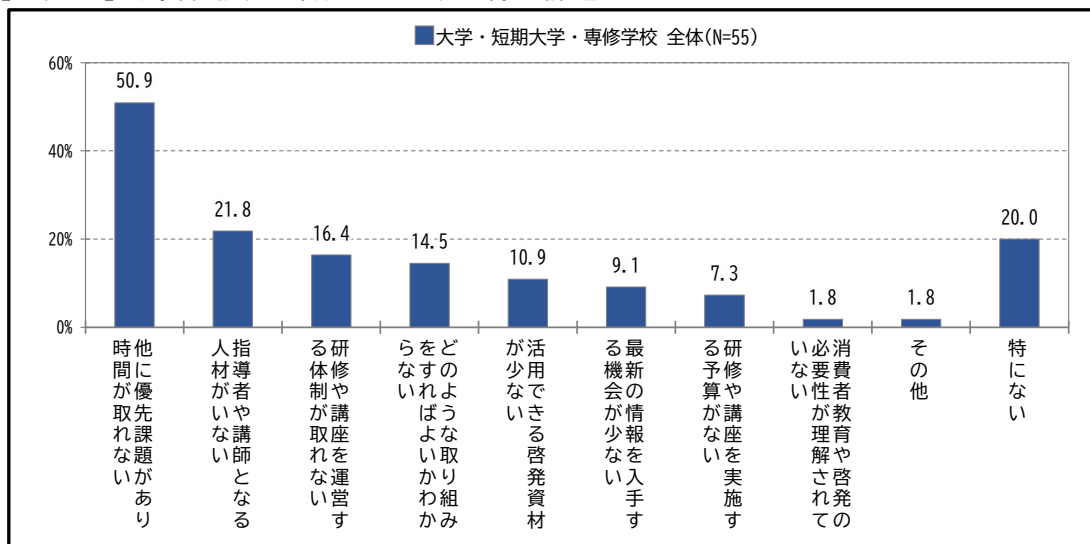


(3) 大学・短期大学・専修学校

① 大学等において消費者教育・啓発に取り組む際の課題

大学等において消費者教育・啓発に取り組む際の課題については、「他に優先課題があり時間が取れない」が50.9%で最も多く、次いで「指導者や講師となる人材がいない」(21.8%)、「研修や講座を運営する体制が取れない」(16.4%)の順となっています。(図表 18)

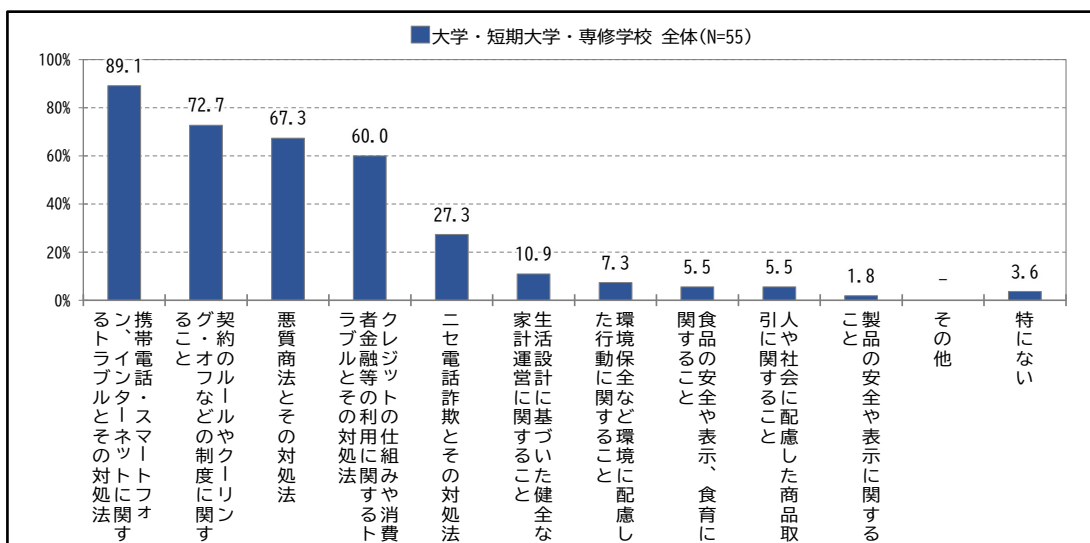
【図表 18】消費者教育や啓発に取り組む際に課題となっていること



② 大学等において消費者教育・啓発で特に力を入れて取り組むべき分野

大学等において消費者教育・啓発で特に力を入れて取り組むべき分野については、「携帯電話・スマートフォン、インターネットに関するトラブルとその対処法」が89.1%で最も多く、次いで「契約のルールやクーリング・オフなどの制度に関すること」(72.7%)、「悪質商法とその対処法」(67.3%)の順となっています。(図表 19)

【図表 19】大学等において消費者教育・啓発で特に力を入れて取り組むべき分野



5 課題

(1) 高齢者・障がいのある人に対する注意喚起の推進と見守りの強化

高齢社会が進展し、高齢者の単独世帯が増加する中、高齢者の健康や生活の不安に付け込んだり、そのときどきの話題を巧みに勧誘に用いたりする悪質商法等の手口は複雑化・巧妙化していることから、高齢者に対する注意喚起などの消費者教育については、高齢者の生活状況や行動範囲、活動の状況など多様な実態を踏まえながら強化する必要があります。また、周囲に相談できる人がいない場合や被害にあっても周囲に相談しない場合もあると考えられることから、地域における見守りの活動が重要となっています。

障がいのある人への情報提供・注意喚起については、身体、知的などの障がいの状況に配慮して適切な方法により行うことが必要であり、家族など周囲の人からの相談も多い状況からみて、気軽に相談できる人が身近にいることが重要です。

このように高齢者、障がいのある人の消費者被害を防止していくためには、高齢者等と接する機会が多い民生委員、地域包括支援センター職員、地域団体などによる、地域における見守りのネットワーク活動との連携を強化していく必要があります。また、見守りを行う人に対する情報提供などの支援を行っていく必要があります。

(2) 児童生徒及び若年者に対する消費者教育の推進

児童生徒に対する消費者教育は、小・中・高等学校の各教科で、それぞれの発達段階に応じて、学習指導要領に基づき行われていますが、学校における消費者教育が効果的に実施されるよう、授業で活用できる教材の提供や活用事例の紹介、教員のスキルアップを図る研修、外部講師を活用した消費者講座の開催などの支援を行っていく必要があります。学校以外でも、様々な機会を捉えて、若年者が消費者トラブルに遭った場合に解決に向けて相談することの重要性や相談できる窓口の周知などを含め、若年者への消費者教育を充実する必要があります。

また、社会経験が少ない若年者を狙って勧誘等を行う悪質事業者との消費者トラブルが発生していることから、大学・短期大学・専門学校における消費者講座の開催などの消費者教育を推進していく必要があります。さらに、SNSによるコミュニケーションの普及など、情報通信技術の発達に伴い若年者の生活スタイルが変化していることを踏まえ、若年者に対する効果的な情報発信の方法を工夫していく必要があります。

(3) デジタル化への対応

デジタル化が進展し、消費者は、商品の取引やサービスの利用、情報の取得・発信等における変化に直面していることから、消費者トラブルから自らを守るための知識（デジタルサービスの仕組みやリスクの理解）や接する大量の情報に対する批判的思考力、あるいは、適切に情報を収集・発信する力等を身に付ける重要性が著しく高まっています。

また、次々と新たなデジタルサービスが生まれ、それに応じてトラブルも生まれることから、消費者教育の担い手に対して、最新のトラブル事例の提供などの支援を行うことも重要となっています。

さらに、誰一人取り残されないデジタル化のため、デジタル機器やサービスを利用しているものの、まだ不慣れな消費者に対して、トラブルを回避し、賢く利用するための講座を実施したり、デジタルを活用した情報提供に当たっては、メディアの特性や対象となる年齢層を踏まえた手法を検討したりする必要があります。

デジタル化は変化の速度が速く、技術革新により大きな変化が生じる可能性もありますので、スピード感を持ってデジタル化に対応した消費者教育を継続していく必要があります。

(4) 様々な担い手が連携した消費者教育の推進

消費者をめぐる環境は年々複雑化し、高齢者などの配慮を要する消費者の被害の未然防止や、「自ら考えて行動する」自立した消費者の育成のための消費者教育を行うためには、行政だけでなく、地域、学校、事業者などの様々な担い手が情報共有し、相互に連携して取り組むことが必要です。また、専門家の団体や事業者団体もそれぞれのノウハウを活かして消費者教育に取り組んでおり、これらの団体との連携も強化していく必要があります。

(5) 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成

消費者市民社会とは、消費者教育推進法において「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」（消費者教育推進法第2条第2項）と定義されています。消費者は、被害に遭わないことや、合理的意思決定のできることに加え、自らの消費行動が環境や社会に影響を与えることができることを認識し、「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル消費（倫理的消費）」に取り組むことが必要です。エシカル消費はSDGsの達成に寄与するものであり、消費者が消費者市民社会の形成に向けた消費行動を主体的に行えるよう、環境教育、食育、国際理解教育などとあわせて消費者教育を推進する必要があります。

第3章 消費者教育推進の方向性

1 消費者教育が育むべき力

国の基本方針においては、消費者教育の対象領域を「消費者市民社会の構築」「商品等やサービスの安全」「生活の管理と契約」「情報とメディア」の4つに分類し、下表のとおり、対象領域ごとに消費者教育が育むべき力を定めています。市においては、これを基本に据えて様々な取組みを推進していきます。

国の基本方針における対象領域と消費者教育が育むべき力

対象領域	消費者教育が育むべき力
消費者市民社会の構築	・自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力 ・持続可能な社会の必要性に気付き、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力 ・消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力
商品等やサービスの安全	・商品等やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力 ・商品等やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力
生活の管理と契約	・適切な情報収集と選択による、将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力 ・契約締結による権利や義務を明確に理解でき、違法・不公正な取引や勧誘に気付き、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力
情報とメディア	・高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上や消費者市民社会の構築に役立てることができる力 ・デジタルサービスの仕組みやリスクを理解し、また、情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をとるとともに、個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力

2 ライフステージに応じた体系的・継続的な実施

国の基本方針において、消費者教育は、幼児期から高齢期までのライフステージごとに、各段階の消費者の状況に応じて体系的かつ継続的に行わなければならないとされています。

また、家庭、学校、地域、職場等様々な場において、それぞれのライフステージの特徴に応じた効果的な教育を行うためには、行政、消費者、事業者などの様々な主体が消費者教育のイメージを共有することが重要です。

そこで、対象領域ごと、発達段階ごとの学習目標を理解し、ライフステージに応じた教育内容についての共通認識を持つための参考とするため、「消費者教育の体系イメージマップ」（以下「イメージマップ」という。）が示されています。

市においては、この「イメージマップ」を活用し、消費者が体系的に消費者教育を受ける機会の充実を図ります。

消費者教育の体系イメージマップ

		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			Ver.1.0
		特に若者		成人一般		特に高齢者			
重点領域	各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に興味を持ち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	
	消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心を持つ	消費をめぐると金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響を考えよう
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方を工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう	
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働し取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらう	
	商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらしをする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝えよう	
		トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくらう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう	
	生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう	商品と適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝えよう
		生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう	主体的に生活設計を立ててみよう	生涯を見通した計画的な暮らしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的な暮らしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
	情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
		情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらう
		消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

3 消費者の特性に対する配慮

消費者には、年齢、性別、障がいの有無、国籍のほか、消費生活に関する知識の量、就業の状態等、居住形態、時間的余裕の有無、社会とのつながり、デジタル機器の利用の状況など、それぞれの特性が考えられます。

これら消費者の特性により、消費者問題が深刻化することもあり、消費者教育は消費者の特性に配慮をしながら行うことが必要です。

特に、成年年齢の引き下げを踏まえ、児童生徒に対しては、学校において、学習指導要領に基づいた知識や技能を身に着ける実践的な消費者教育のために学習の工夫等を進めるとともに、学校以外の場でも様々な機会を捉えて若年者への消費者教育の充実を図ることが求められます。

また、高齢者の消費者教育については、高齢者においても年齢に幅があり、生活状況や活動の状況は様々であるほか、加齢による判断力や身体的能力等の低下は個人個人によって違いがあることから、こうした多様性を踏まえた一層の工夫が必要となります。

さらに、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどの障がいがある消費者に対しては、障がいの特性に応じた適切な方法による情報の提供その他の必要な施策を講じることも求められています。高齢者や障がいのある人など生活に支援が必要な人に対しては、その支援者（家族、福祉介護従事者、就労支援従事者、民生委員等）に対する働きかけが重要となります。

4 様々な担い手による連携・協働

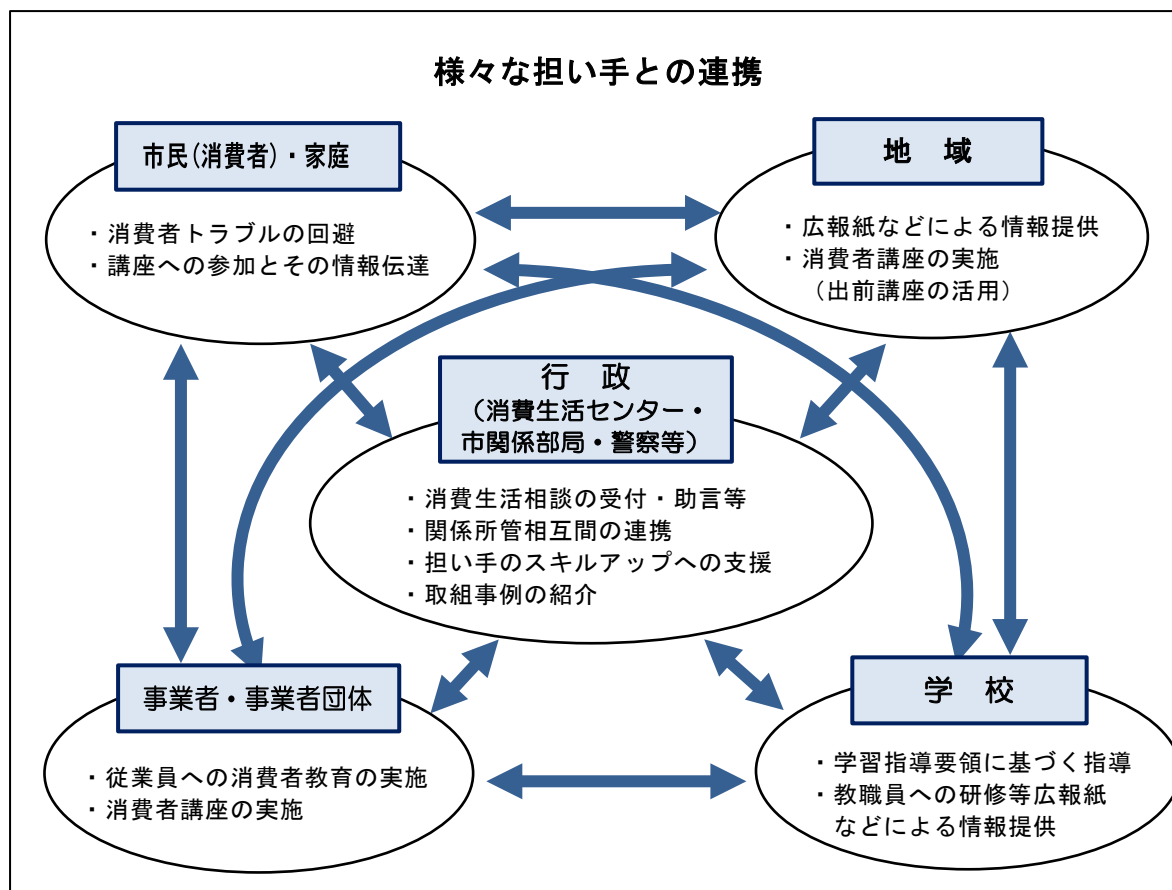
誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができるようにするためには、行政だけではなく、地域の団体、学校、事業者、事業者団体、消費者団体、弁護士をはじめとした専門家などの様々な担い手が消費者教育に携わることが期待されます。

そして、それぞれが単独で取り組むよりも、お互いの連携・協働を意識しながら取り組みを進めていくことが消費者教育の推進にはより効果的です。家庭の保護者、地域の団体、学校において子どもなどの消費者トラブルの情報が共有されることは被害の未然防止・拡大防止につながります。

また、高齢者等の見守りに関しては、行政における福祉部門と消費者行政部門との連携、さらに地域の団体、事業者、消費生活サポーターなどの相互の連携を図ることも必要です。消費者被害の防止の活動を行う事業者団体や専門家の団体についても連携の取り組みを行う中で、より多くの消費者との接点が生まれ、活動が充実すると考えられます。

市においては、新たな担い手が消費者教育に参画されるよう連携の輪を広げるためにコーディネート機能を強化していきます。

なお、既に消費者教育を行っている担い手に対しては、その取り組みの充実が図られるよう、消費者教育の実践的な取組事例の紹介などにより支援をするとともに、本市を含めた担い手相互の連携強化に努めます。



5 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進

消費者教育推進法では、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携を図ることとされています。これらの教育の目的、内容はそれぞれ異なるものですが、消費者の自立を支援し、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解と関心を深める消費者教育と重なる部分も少なくなく、連携して取り組むことで相乗効果をもたらすものと考えられます。

環境教育は、世界で地球温暖化やプラスチックごみなどが大きな問題となっている中、一人ひとりの生活が環境に及ぼす影響について理解を深めるものといえます。食育は、市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的としていますが、食に関する「もったいない」という意識の涵養、地産地消の推進といった持続可能な社会の形成を目指す消費者教育の課題と重なっています。国際理解教育は、社会経済の国際化の進展に合わせ、海外の文化や外国の人々への理解を深めることを通じて、環境や貧困など地球規模の社会問題を考えていくことにつながる点で、消費者教育の課題と重なっています。

市においては、環境教育は「福岡市環境教育学習計画」、食育は「福岡市食育推進計画」に基づきそれぞれ実施しており、環境教育、食育、国際理解教育などの消費生活に関連する教育を所管する部署、関係機関団体との連携を図りながら、消費者教育の効果的な推進に努めます。

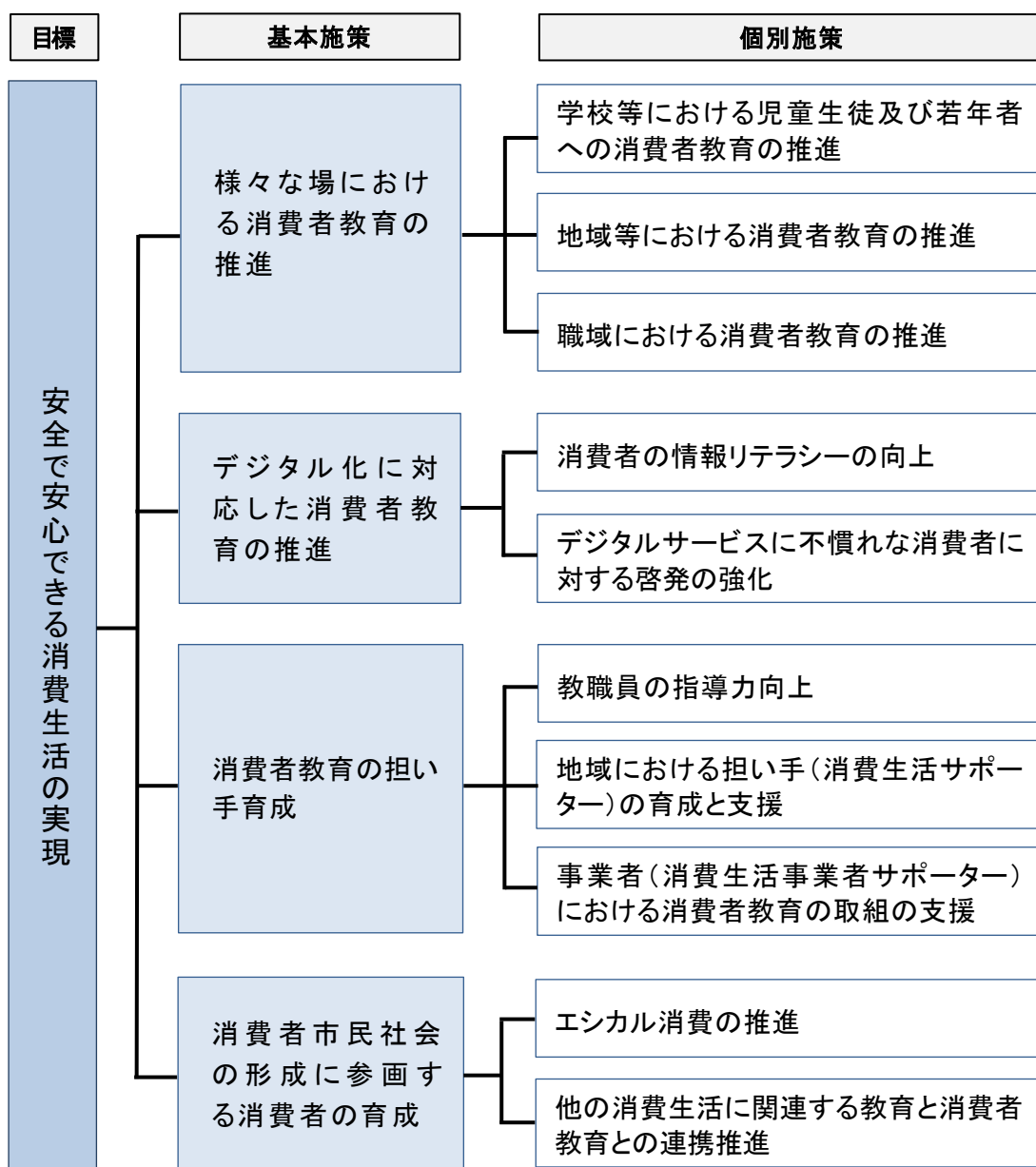
第4章 第3次計画の基本目標と体系

1 計画の基本目標

安全で安心できる消費生活の実現

消費者教育を一体的かつ総合的に推進することにより、市民が消費生活に関する正しい知識を身に付け、正しい判断ができる能力を育み、安全で安心できる消費生活の実現を目指します。

2 計画の体系



第5章 計画の基本施策

基本施策Ⅰ

様々な場における消費者教育の推進

1 学校等における児童生徒及び若年者への消費者教育の推進

＜施策の方向性＞

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校においては、学習指導要領に基づき、社会科、家庭科、技術・家庭、総合的な学習の時間などで、児童生徒の発達段階を踏まえた消費者教育を行っています。

学校では、消費者トラブルに巻き込まれない知識を身に付けるだけでなく、社会において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育むよう、実践的な消費者教育が必要です。

教育委員会においては、学習指導要領に基づき、各教科等において一層充実した消費者教育を行うとともに、市民局（消費生活センター）において、それを支援する取組みなどを進めていきます。

また、大学・短期大学・専門学校では、入学時や卒業時におけるガイダンスの場での講話や構内でのポスター掲示などにより消費者教育を行っていますが、小学校から高等学校までの学校教育の時期とは異なり、学生が消費者教育を受ける機会は限られています。

市においては、大学・短期大学・専門学校と連携して、自立した社会人としての消費者の育成に向け、消費生活に関する知識の提供や、消費者教育を受ける機会を提供するなどして、消費者教育を推進いたします。

(1) 幼稚園・保育所（園）における消費者教育の推進

幼児期の子どもたちは、生活のあらゆる場面でのいろいろな気付きの体験を通して家族や身の回りの物事に関心を持ち、それを経験として学びます。幼稚園や保育所（園）は、それぞれ幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づき、教育や保育を行っています。その中で既に消費者教育は始まっています。

子どもたちは家庭だけでなく、幼稚園や保育所（園）などでも、人との関係や社会のルールの大切さを学んでいきます。将来、社会の一員として生活するために必要となる自分を管理する力や、危険を察知する能力、事故を回避する能力の基礎など、生活するための力を育てることは消費者教育としての面もあり、次の段階である小学校での教育へと継続されていきます。

子どもたちに、それを教えているのは、身近にいる保護者や先生などの大人であることから、その大人たちに働きかけることはとても重要です。

市においては、幼稚園、保育所（園）に幼児向け啓発資料や子どもの安全に関する情報を提供します。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
幼稚園・保育所（園）等への啓発情報の配信	子どもに関する消費者被害や商品・製品使用時の事故の未然防止について、最新の情報を幼稚園や保育所（園）等へメール等で配信します。	市民局

(2) 小学校等における消費者教育の推進

教育委員会においては、学校に学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において、児童生徒の発達の段階に応じ一層充実した消費者教育を行います。また、食育や環境教育、国際理解教育など消費者教育の重要な要素となる関連の教育についても取組みを進めます。さらに、インターネット等を介したトラブルの低年齢化が進んでいることから、情報や機器の正しい利用方法や危険性の認識について指導を行います。

市民局においては、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における消費者教育が効果的に実施されるよう、消費者教育教材の提供、講師の派遣、若年者に特徴的な消費者トラブルについての注意喚起情報の提供などを行うことにより支援を行います。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
小・中・高等学校・特別支援学校への出前講座の実施	学校の授業の中で、消費者被害防止のための出前講座を実施します。	市民局
授業支援のための教材の提供や活動事例の紹介	学校での授業を支援するため、消費者被害の防止に関する教材の提供や活用事例の紹介を行います。	市民局
インターネット等におけるトラブル防止の教育の実施	インターネット等を介した児童生徒の消費者被害を防止するため、情報や機器の正しい利用方法や危険性についての認識などについて児童生徒への指導や保護者への啓発を行います。	教育委員会

(3) 大学等における消費者教育の推進

大学生等の若年者は、成年に達して間もない状況にあり、消費者としての権利や責任が大きく変化する時期に当たります。社会との関係も深まり、親元から離れて自立した生活をしたり、契約の主体となる機会が増えたりして、経済活動の範囲が拡大する一方、社会的経験が乏しく消費者トラブルに巻き込まれる危険性が高いと考えられます。

そのため、若年者が消費者問題に興味を持つようSNSなどを活用した啓発を行うとともに、大学等で消費者講座を実施し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。また、SNSや各学校へのメールにより注意喚起情報を配信するなど、迅速な情報提供を行います。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
大学生等を対象とした出前講座の実施	入学時のガイダンス等を利用して出前講座を実施します。	市民局
消費者被害の最新情報の提供	若年者に多いマルチ商法やエステに関するトラブルについて、大学等と連携して、学校のホームページへの掲載や、学生宛のメール配信を行います。	市民局
学生との協働による啓発資料の作成	若年者が興味を持ちやすいような啓発資料を、当事者である学生と協働し、作成します。	市民局

2 地域等における消費者教育の推進

＜施策の方向性＞

高齢者の消費者トラブルには、「お金」「健康」「孤独」の3つの不安に付け込まれることや、日中に在宅している割合が高いことから、訪問販売や電話勧誘販売の被害に遭いやすいなどの特徴があります。社会とのつながりが薄くなってしまい、消費者トラブルに遭っても知人や関係機関に相談をせず、なかなか表面化しない場合もあります。

高齢者と言っても、個々の高齢者の状況は様々です。加齢に伴い行動力や情報収集力の低下が生じ、周囲の人々の援助が必要となる場合も多くあります。他方、インターネットやスマートフォンを積極的に利用し、これらの新しいテクノロジーに不慣れなことが一因となって消費者トラブルに巻き込まれる場合もあります。

また、消費生活センターに寄せられる障がいのある人の消費生活相談では、障がいのある人本人以外から寄せられるケースが4割程度を占めていることから、実際にはより多くの障がいのある人が被害に遭っていることが想定されます。特に、知的障がいがある人は、知らない人とのコミュニケーションを苦手としている人が多く、その場で的確な判断や対応ができにくい場合があるため、悪質商法の被害に遭いやすい傾向があります。

こうしたことから、高齢者、障がいのある人等に対する消費者教育の取り組みを推進するとともに、高齢者、障がいがある人等の日常を支援している福祉関係者等との連携を強化し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。また、ボランティアである消費生活サポーターや消費生活事業者サポーターとも連携し、啓発活動や見守り活動を強化します。

(1) 地域の多様な担い手と連携した消費者教育の推進

地域では、自治協議会や、公民館、民生委員、地域包括支援センターなどが、ふれあいサロンなど地域住民が集まる場所で消費者トラブルに関する話をしたり、地域の人々の身近な学習の場や交流の場である公民館などで消費者トラブルに関する研修や講座を開催したりしています。地域の団体機関は、そのほかにも啓発チラシの配布・回覧や会報誌に消費者に対する注意喚起の記事を掲載するといった活動を行っています。地域の団体機関は、そこに暮らす高齢者とのつながりが強く、高齢者を対象とした消費者教育において特に重要な役割を果たしています。

市においては、地域における様々な担い手と連携して、その活動が一層発展するよう、啓発資料を提供するとともに、地域住民を対象とする出前講座を実施します。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
消費者教育・啓発に関する資料の貸出提供	消費者トラブルの未然防止を目的に市民に消費者教育・啓発に関する資料の貸出や提供を行います。	市民局
消費者教育に関する出前講座の実施	様々な担い手と連携して、市民の希望に応じ地域のあらゆる場所で消費者教育に関する出前講座を実施します。	市民局

(2) 高齢者・障がいのある人等に対する見守りの推進と支援者に対する消費者教育の推進

市においては、高齢者・障がいのある人等と接する機会が多い民生委員、地域包括支援センター職員、障がい者基幹相談支援センター職員、社会福祉協議会、老人クラブなどの地域団体など、地域における既存の見守りネットワーク活動との連携を強化していきます。また、消費生活サポーター・消費生活事業者サポーターによる見守り活動の強化を図るとともに、サポーターと見守りを行う関係機関団体との連携構築を図ります。さらに、見守りを行う機関団体への消費者トラブルに関する情報提供などにより、見守り活動において情報が活かせるようにします。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
高齢者・障がいのある人とその見守りを行う人を対象とした出前講座等の実施	高齢者・障がいのある人、また、その人と日常的に接し、見守りや支援を行っている人などを対象とした出前講座等を実施します。	市民局
高齢者・障がいのある人向けの啓発資料の配布等	高齢者・障がいのある人と接する機会が多い団体機関等に、啓発資料の送付やメール送信により情報提供を行います。	市民局
地域包括支援センター職員との意見交換会	高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターの職員と消費生活センターの消費生活相談員が、消費者被害を防止するために意見交換会を実施します。	市民局

(3) 家庭における消費者教育の推進

家庭では、生涯にわたり消費者としての暮らしの基礎となる消費者教育が行われます。保護者は、子どもに対して、金銭や物を大切に扱うこと、携帯電話やインターネット等の使い方やルール、食の安全や物の安全な使い方等について教えることが重要です。一方で、インターネットや SNS の利用に関する事項など、子どもの方が知識や経験が豊富であるために、保護者が教育に適切に関与できない事項もあります。

また、家族の会話の中で、年齢を問わず、消費者として必要な情報を共有することも重要となります。

市においては、家庭における消費者教育を支援するための情報提供や親子で学べる学習の機会を提供します。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
保護者向け子どもの事故に関する出前講座の実施	子どもの安全を守るために子どもの事故に関する出前講座（製品安全を含む。）を実施します。	市民局
夏休み親子講座の実施	夏休み期間中に、県金融広報委員会と連携し、親子でお金の大切さや機能、銀行の役割などを学ぶ講座を実施し、家庭での金銭教育の機会を提供します。	市民局
子どもの消費に関わる事故防止のための情報発信	市のホームページなどを利用し、(独)国民生活センターによる情報などを活用して、子どもの商品・製品使用時の事故の未然防止のため情報を発信します。	市民局
子どもプラザ等への啓発資料の提供	子どもの安全などを啓発するために、子育て中の保護者が集まる子どもプラザなどに資料を提供していきます。	市民局

3 職域における消費者教育の推進

<施策の方向性>

社会が変化し続け、新たな取引が生まれていく現代においては、消費者は、学校教育で得た知識だけではなく、社会人として合理的に判断し生活していくうえでも、自ら必要な情報を取捨選択し、収集することなど継続的な知識の習得が求められています。

消費者教育推進法では、事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させることなどを通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めることとされています。社会に出てからの消費生活に関する学びの場は少ない状況を踏まえると、職域における消費者教育の実施が期待されます。

事業者が、従業者に対して行う消費者教育としては、例えば、新入社員向けに契約のルールや生活設計管理に係る社会人としての基礎知識、あるいは、中高年層向けに定年退職後の生活設計情報や注意すべき消費者トラブル事例情報などを提供することが考えられます。

市においては、事業者による消費者教育の推進に向けて、消費生活に関する情報を提供するとともに、事業者が行う研修等の講師を紹介するなど、消費者教育の活動を支援します。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
消費生活事業者サポーターの活動支援	消費生活事業者サポーターが事業所内で実施する消費者教育について支援を行います。	市民局
従業員向け研修等の支援	従業員に向けた消費者教育を実施する事業者に、情報提供や講師の紹介などの支援を行います。	市民局

基本施策Ⅱ

デジタル化に対応した消費者教育の推進

1 消費者の情報リテラシーの向上

＜施策の方向性＞

社会のデジタル化の進展により、取引や情報発信の枠組みが大きく変革する中で、消費者としては、セキュリティやリスクを自ら管理・配慮する必要があることについての意識や、デジタル取引に伴う消費者トラブルから自らを守るための知識を持つとともに、接する大量の情報に対する批判的思考力や、適切に情報収集する力を身に付ける必要があります。

市においては、消費者被害の未然防止を図るため、デジタル化に対応した消費教育を推進します。

市においては、インターネットの商品サービスなどに関するトラブルへの理解と関心を深め、消費者被害の未然防止を図るため、これらに関する最新の情報提供や啓発活動を推進します。

消費者が、インターネットトラブルを回避するためには、悪質事業者の手口を知ることのみならず、インターネットにおける情報の選び方や使い方などの情報リテラシーの向上を図ることが必要です。SNS の利用が幅広い世代に広がり、若年者などで SNS でのやり取りを入口としたトラブルがみられることから、相手方が信頼できる情報発信元であるかどうかを確認するといった心がけも必要です。このようなインターネットにおける情報の適切な活用を促す啓発活動を進めます。

さらに、個人情報・プライバシーの保護や著作権に対する正しい知識など、自分自身の権利を守ると同時に他者の権利を侵害することのないよう情報モラルを身に付ける必要があることから、学校等において児童生徒に対する情報モラル教育を推進し、保護者にも情報モラルに関する関心意識を高めてもらうため、情報提供や啓発を行います。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
情報モラル教育の推進	インターネットの正しい利用や危険性について児童生徒だけでなく保護者に対しても情報提供や啓発を行います。	教育委員会

2 デジタルサービスに不慣れな消費者に対する啓発の強化

<施策の方向性>

デジタル機器に触れる機会が少なく、デジタル関連の知識が不足している消費者は、偽サイトや迷惑メールなどの悪質な情報と本物の見分けがつかない傾向にあり、消費者トラブルに巻き込まれやすい状況にあります。

市においては、高齢者をはじめデジタルサービスに不慣れな消費者に対する啓発を強化します。

デジタルサービスは利用できるものの、不慣れなために、デジタルサービス上の悪質・巧妙な手口に気づかないうちに消費者トラブルに巻き込まれる例が多くみられます。特に、インターネットを活用できるようになって間もない高齢者が被害に遭う傾向にあることから、悪質商法の手口やトラブル事例、対処法について、丁寧かつ積極的に情報提供や啓発を行います。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
ネットトラブルに関する出前講座の実施	インターネットに関するトラブルや詐欺的商法についての出前講座を実施します。	市民局
ネットトラブルに関する最新情報の提供	最新のインターネットに関するトラブルについて、ホームページなどで迅速に注意喚起を行います。	市民局

基本施策Ⅲ

消費者教育の担い手育成

1 教職員の指導力の向上

<施策の方向性>

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、学校、地域、職場などの様々な場で、消費者教育を受けることができるようにするためには、それぞれの場において、消費者教育の担い手を育成していくことが必要です。

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員には、消費者教育の推進役としての役割が期待されているところであり、市においては、教員の研修を行うことなどによりその指導力の向上を図ります。また、大学・短期大学・専門学校等では、学生と日常的に接する教職員が消費者教育も担っていることから、大学等との連携を強化して、消費者トラブルに関する最新情報を提供することにより、教職員の指導力の向上を支援します。

(1) 小学校等における教員の指導力の向上

市においては、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員が消費者教育について理解を深め、その指導力を高めることができるよう、研修を行うほか、消費生活センターから学校に対し、消費者トラブルに関する最新情報の提供などを行います。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
教員に対する研修の実施	教員の消費者教育に対する理解を深めるための研修を実施します。	教育委員会
学校現場で活用できる啓発資料や教材の提供	授業等で活用できる教材や、消費者トラブルに関する最新情報を提供し、教員の指導力の向上を支援します。	市民局

(2) 大学等における教職員の指導力の向上

市においては、大学等の学生の生活支援を行う部署において消費者問題についての理解を深め、消費者トラブルに遭った学生への対応力の向上が図られるよう、市と大学等との連携を図ります。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
大学等で活用できる啓発資料や教材の提供	学生に対して活用できる教材や、消費者トラブルに関する最新情報を提供し、教職員の指導力の向上を支援します。	市民局

2 地域における担い手(消費生活サポーター)の育成と支援

＜施策の方向性＞

市においては、平成 18（2006）年度から、地域において、悪質商法のトラブル事例や対処法を伝達し、高齢者等の消費者被害防止を図る市民ボランティアである消費生活サポーターを育成し、その消費者教育の取組みを支援してきました。より多くの校区・地区に消費生活サポーターが生まれるよう、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会などと協力しながら登録を呼びかけていきます。

市においては、消費生活サポーター、消費生活事業者サポーターの育成に努めるとともに、消費生活サポーター相互や消費生活事業者サポーターとの交流の機会を設けるなど、地域における活動を支援します。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
消費生活サポーターの育成と支援	地域で活動する消費生活サポーターの育成を図り、サポーター相互の交流の機会を設けるなど、その活動を支援します。	市民局

3 事業者(消費生活事業者サポーター)における消費者教育の取組の支援

＜施策の方向性＞

市においては、平成 29（2017）年度から、社会貢献活動を行う意欲のある事業者を対象とした消費生活事業者サポーター制度を創設し、事業者が行う高齢者をはじめとする消費者の見守りや啓発活動の支援を行っています。今後とも、事業者に働きかけ、消費者教育の担い手の拡大に努めます。

事業者には、事業者としての社会的責任（CSR）の観点やお客様相談室などを通じて得た消費者の声を踏まえて、自らの事業活動の中で得られた情報で消費者に有益なものを、消費者向け講座やホームページへの掲載などにより、積極的に提供している場合も多く、こうした事業者の取組は消費者教育としても重要です。

市においては、事業者によるこうした取組みをホームページで紹介することにより、消費者が消費生活に関する知識を深める機会の増加を図ります。

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
消費生活事業者サポーターの活動支援	消費生活事業者サポーターが事業所内で実施する消費者教育について支援を行います。	市民局

基本施策Ⅳ

消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成

1 エシカル消費の推進

<施策の方向性>

消費者市民社会の形成に向けて、消費者は、被害に遭わないことや、合理的意思決定のできることに加え、自らの消費行動が環境や社会に影響を与えることができることを認識し、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費に取り組むことが必要です。

市においては、エシカル消費に関する啓発を促進し、消費者の意識を高めます。

エシカル消費は、その内容や程度は異なるものの多くの消費者により日常生活の中で行われています。消費者のエシカル消費に関する意識をいっそう高めるため、具体的な実践事例の紹介などを通して、消費者の積極的な参画を促します。

●エシカル消費の具体例

環境への配慮	エコ商品を選ぶ
社会への配慮	寄付付き商品を選ぶ/フェアトレード商品※を選ぶ ※発展途上国の原料や製品を適正な価格で取引された商品
人への配慮	障がいのある人の支援につながる商品を選ぶ
地域への配慮	地元の商品を買う/被災地の産品を買う
生物多様性への配慮	認証ラベル※のある商品を選ぶ ※生物多様性の保全や環境に負担を掛けない原料と製法、流通について審査・認証を受けた認証ラベルのある商品

【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
エシカル消費の啓発事業	持続可能な社会の実現に向けたエシカル消費を推進するために啓発事業を実施します。	市民局

2 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進

<施策の方向性>

消費者教育推進法では、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携を図ることとされています。これらの教育の目的、内容はそれぞれ異なるものですが、消費者の自立を支援し、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解と関心を深める消費者教育と重なる部分も少なくなく、市においては、連携して取り組みます。

消費者が消費者市民社会の形成に向けた消費行動を主体的に行えるよう、消費生活に関連する教育に関する施策と連携を図りながら消費者教育を推進する必要があります。

市においては、環境教育、食育、国際理解教育、金融経済教育、情報教育、キャリア教育などの消費生活に関連する教育を所管する部署、関係機関団体と連携し、消費者教育の効果的な推進に努めます。

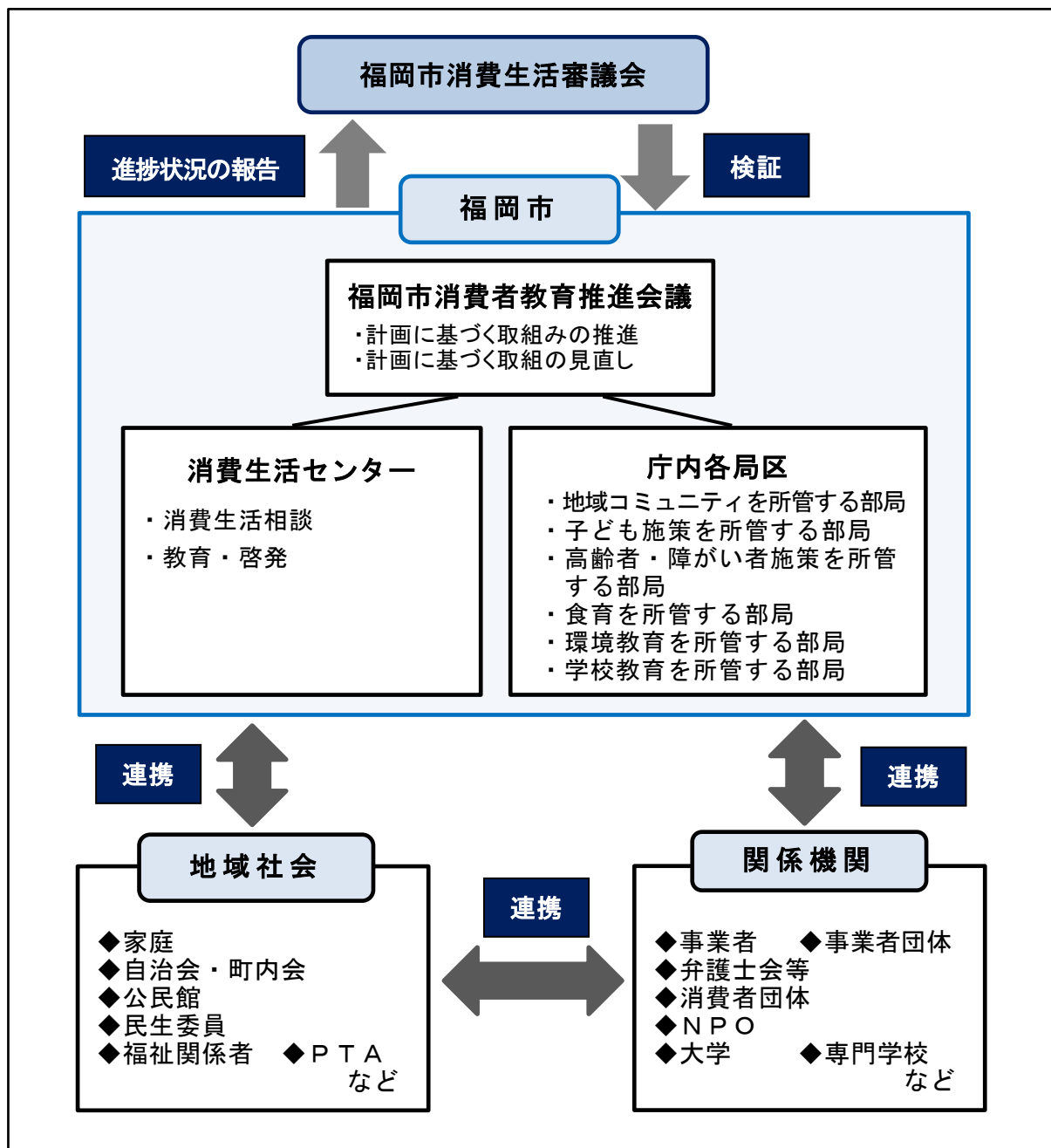
【主な取組み】

取組項目	概要	所管局
関連する消費者教育情報のホームページでの紹介	消費者教育に関連する教育について、ホームページで紹介し、持続可能な社会の実現に向けた消費行動への理解を深めます。	市民局
環境教育の推進	社会全体の環境に関する意識の向上及び環境保全活動への参加促進に向け「環境教育・学習計画」に基づき、環境教育を推進します。	環境局 教育委員会 農林水産局 こども未来局
食育の推進	食に関する関心や郷土の食文化への理解を深めるとともに、環境に配慮した食生活を送るため「食育推進計画」に基づき、食育を推進します。	福祉局 保健医療局 教育委員会 農林水産局 こども未来局

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制・進行管理

福岡市では、福岡市消費者教育推進会議において、計画に基づく取り組みを推進していきます。さらに、福岡市消費生活審議会において、計画の進捗状況などの検証を行い、それを踏まえ、取組みの充実を図っていきます。



2 計画の成果指標

(1) 商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合

消費者自身が消費生活に関する正確な知識や的確な判断力を身に付け、適切な行動ができるようになることは、消費者トラブルの未然防止につながることから、次の指標を設定します。

成果指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
商品やサービスの購入時に日頃からトラブル回避を心がけている市民の割合	84.9%	90.0%

(2) 消費生活センターの認知度

身近な消費生活相談窓口である消費生活センターの認知度を向上させることは、一人で悩まず気軽に相談することにより消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止につながることから、次の指標を設定します。

成果指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
消費生活センターの認知度	77.7%	85.0%

(3) 消費者教育の実施回数

消費者トラブルの事例や対処法など、消費生活に関する知識を学ぶ講座を実施することは、消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止につながることから、次の指標を設定します。

成果指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
消費者教育の実施回数	104回	130回

(4) 消費生活サポーターを有する校区・地区数

悪質商法の手口や対処法について、地域へ情報できる人材としてのサポーターを育成し、その啓発活動を継続的に支援することは、高齢者等の消費者トラブルの未然防止につながることから、次の指標を設定します。

成果指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
消費生活サポーターを有する校区・地区数	120校区・地区	152校区・地区

(5) 消費生活事業者サポーターの登録数

事業活動中における声かけや、消費生活センターによる啓発活動等の支援を行うことができる事業者をサポーターとして登録し、その啓発活動を継続的に支援することは、高齢者等の消費者トラブルの未然防止につながることから、次の指標を設定します。

成果指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
消費生活事業者サポーターの登録数	27事業者	40事業者

(6) 通信販売にクーリング・オフ制度がないことの認知度

クーリング・オフ制度を正しく理解し、適切に利用することは、消費者トラブルの未然防止につながることから、次の指標を設定します。

成果指標	現状値 令和5年度 (2023年度)	目標値 令和13年度 (2031年度)
通信販売にクーリング・オフ制度がないことの認知度	54.2%	60.0%